

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和7年3月5日（水）午前9時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長 久木田 大和 君
委員 松下 太葵 君
委員 藤田 直仁 君
委員 松枝 正浩 君
委員 前島 広紀 君
委員 池田 綱雄 君

副委員長 川窪 幸治 君
委員 野村 和人 君
委員 塩井川 公子 君
委員 木野田 誠 君
委員 有村 隆志 君
委員 前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

市民環境部長 石神 幸裕 君
環境衛生課長 末松 正純 君
スポーツ・文化振興課長 久木田 勇 君
市民活動推進課道義高揚推進室長 金丸 哲朗 君
環境衛生課主幹 四本 久 君
スポーツ・文化振興課主幹 川添 哲弘 君
市民課戸籍G長 禰 貴子 君
市民課戸籍GSL 横山 真由美 君
市民活動推進課主査 竹澤 まどか 君
消防局長 川崎 敏朗 君
警防課長 狩川 靖 君
情報指令課長 小野 池章 君
総務課主幹 蔵原 寛久 君
予防課長補佐 有馬 祐二 君
警防課消防団係長 鳥丸 一作 君
教育部長 上小園 拓也 君
学校教育課長 山口 良二 君
国分図書館長 福永 義二 君
学校教育課長補佐 尾崎 裕樹 君
教育総務課主幹 山内 太 君
学校教育課主幹 住吉 康賢 君
社会教育課主幹 井上 寛昭 君
教育総務課教育総務G長 川床 智文 君
学校給食課学校給食管理G長 塩川 辰史 君
国分中央高等学校管理G長 岩田 友美 君
建設部長 西元 剛 君
建設政策課長 丸山 省吾 君

市民活動推進課長 吉永 利行 君
市民課長 森 知子 君
市民サービスセンター店長 稲留 真智子 君
環境衛生課主幹 山本 秀一 君
環境衛生課主幹 有満 孝二 君
市民環境部市民サービスセンター主幹 山口 由美 君
環境衛生課衛生施設GSL 塩満 慶太 君
スポーツ・文化振興課施設管理GSL 山下 良太 君
市民活動推進課主査 姫野 貴之 君
消防局次長 松本 哲郎 君
予防課長 西中園 章 君
総務課長補佐 原田 幸市 君
警防課長補佐 日原 秀顕 君
予防課主幹 岩下 壽裕 君
教育総務課長 林元 義文 君
学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長 西溜 和幸 君
国分中央高等学校事務長 脇 伸宏 君
社会教育課長補佐 田上 裕紀 君
教育部教育総務課主幹 迫 則男 君
学校教育課主幹 住吉 一郎 君
社会教育課主幹 堀之内 清子 君
学校教育課指導事務G長 寺田 繁樹 君
学校給食課学校給食経理G長 和田 純孝 君
建築技監 松崎 浩司 君
建築住宅課長 侍園 賢二 君

土木課長	笛田	純一	君	都市計画課長	秋窪	達郎	君
建設施設管理課長	安田	善郎	君	区画整理課長	岩元	龍己	君
建築指導課長	山田	拓也	君	建築住宅課課長補佐	鶴ヶ野	浩二	君
建設政策課主幹	中村	光秀	君	建築住宅課主幹	福田	智和	君
建築住宅課主幹	南郷	正輝	君	建築住宅課主幹	町田	信彦	君
建築住宅課主幹	福盛	忍	君	土木課主幹	上脇田	良人	君
土木課主幹	徳重	和博	君				
土木課スマートインター対策室長	叶	和美	君	都市計画主幹	深迫	康幸	君
都市計画課主幹	福田	覚	君	建設施設管理課主幹	落水田	剛	君
建設施設管理課主幹	前田	裕明	君	建設施設管理課主幹	桑幡	孝志	君
区画整理課主幹	原田	聡	君	区画整理課主幹	赤塚	裕樹	君
建築指導課主幹	中澤	クミ子	君	建築指導課主幹	小濱	直人	君
土木課道路整備第1G長	臼井	健二	君	土木課河川港湾G S L	山内	武志	君
土木課道路整備第2G S L	園田	宣仁	君	都市計画課都市整備G S L	久米村	誠	君
建築指導課建築指導G S L	新鍋	周平	君	建設政策課政策G主査	今村	翔	君
霧島総合支所副総合支所長	山下	晃	君	霧島市民生活課主幹	貴島	俊一	君
霧島市民生活課主幹	入來	克浩	君	霧島市民生活課温泉G主査	荻原	政徳	君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第21号 霧島市一般会計補正予算（第9号）について

議案第22号 霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第23号 霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第24号 霧島市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第25号 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第1号）について

議案第26号 霧島市病院事業会計補正予算（第2号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時00分」

△ 議案第21号 霧島市一般会計補正予算（第9号）について

○委員長（久木田大和君）

予算常任委員会を開会します。本日は去る2月25日の本会議で付託されました補正予算関係、議案6件の審査を行います。本日の会議はお手元に配布しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。はじめに、林務水産課より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○林務水産課長（今吉秀志君）

昨日、軽油タンク等の整備により危険物の貯蔵として消防局の許可等が必要であるが、それらの費用負担者について御質問がありました。今回の軽油タンク等の整備により、危険物の貯蔵として消防局へ設置許可申請や給油取扱所としての申請費用及び完成検査料が必要になりますので、それらの費用は、事業主体の錦江漁業協同組合が負担することになります。

○委員長（久木田大和君）

何か質疑ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、議案第 21 号、令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）について市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（石神幸裕君）

議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、市民環境部所管の予算の概要について、説明いたします。歳入につきましては、国庫支出金等を増額するとともに、使用料及び手数料、県支出金等を減額しようとするものです。歳出につきましては、事業費確定による負担金等を減額するとともに、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名の通知に要する経費、敷根清掃センターで発生した火災に伴い、必要な修繕に要する経費及び原油価格の変動等による指定管理料の増に要する経費を計上しようとするものです。そのほか、繰越明許費の補正を行おうとするものです。詳細につきましては、引き続き、関係課長がそれぞれご説明しますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○市民活動推進課長（吉永利行君）

市民活動推進課に関する令和 6 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料 3 ページ、予算に関する説明書 11 ページから 12 ページ、67 ページから 68 ページになります。予算説明資料 3 ページをご覧ください。共生協働推進費、共生・協働推進総務管理事務事業につきましては、入札執行の結果により、修繕料 26 万 3,000 円を減額しています。共同墓地環境整備支援事業につきましては、事業実施予定団体が、地元負担分を準備できないなどの理由で、補助金申請を辞退したことにより、負担金補助及び交付金 154 万円を減額しています。市民活動災害補償事業につきましては、同じく入札執行の結果により、保険料 70 万 7,000 円を減額しています。市民活動支援事業につきましては、採択団体の減少により、負担金補助及び交付金 145 万 8,000 円を減額しています。スポーツ施設等整備支援事業につきましては、事業費確定によるもの及び事業実施予定団体が、地元負担分を準備できないなどの理由で、補助金申請を辞退したことにより、負担金補助及び交付金 21 万 1,000 円を減額しています。国際交流費、CIR（国際交流員）招致事業につきましては、アメリカ国際交流員が任用期間の延長をしなかったことにより、報酬 36 万円を減額しています。姉妹都市・国際交流事業につきましては、市長団アメリカ訪問費用に係る事業費が確定したことにより旅費 12 万 9,000 円、委託料 42 万 7,000 円を減額しています。以上で説明を終わります。

○環境衛生課長（末松正純君）

環境衛生課に関する令和 6 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算説明資料の 10 ページ、予算に関する説明書の 91～94 ページ、予算書の 6 ページになります。まず、予算説明資料の 10 ページをご覧ください。環境対策費につきましては、海岸漂着物対策推進事業において、海岸漂着物が想定より少なかったこと等により委託料等 234 万 7,000 円を減額しています。火葬場費につきましては、国分斎場管理運営事業において、原油価格の変動に伴う指定管理料の増により、委託料 149 万 9,000 円を増額しています。塵芥処理費につきましては、ごみ処理場管理運営事業において、敷根清掃センター火災の緊急修繕を既存予算で振り替えて行うことから、当初予定した事業ができなくなるため、既存予算振替分の経費 2 億 3,349 万 2,000 円を増額しています。次に、予算書の 6 ページをご覧ください。繰越明許費補正につきましては、ごみ処理場管理運営事業において、敷根清掃センター火災の影響により、定期補修等の年度内完成が見込めないことから繰り越すものです。以上で、説明を終わります。

○市民課長（森 知子君）

市民課に関する令和 6 年度一般会計補正予算についてご説明いたします。予算説明資料 5 ページ、予算に関する説明書は 73 ページ、74 ページ、予算書は 2 ページ、4 ページ、6 ページになります。まず、予算説明資料の 5 ページをご覧ください。戸籍住民基本台帳費の戸籍事務において、戸籍法等の一部改正に基づき、戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するため、計 3,044 万 1,000

円を新たに計上しています。市民サービスセンター運営事業は、パスポートの申請が見込みを下回ったことにより、収入印紙・収入証紙代の消耗品費 470 万 9,000 円を減額しています。次に予算書の 6 ページをご覧ください。住民基本台帳管理事務事業において、戸籍の振り仮名を通知するための予算、計 3,044 万 1,000 円は、特定財源として、国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費で全額計上しています。なお、事業完了が翌年度になるため、全額を繰越明許費として計上しています。以上で説明を終わります。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

スポーツ・文化振興課に関する令和 6 年度一般会計補正予算について、ご説明いたします。予算書は 5 ページ、予算に関する説明書は 11 ページから 12 ページ、131 ページから 132 ページ、予算説明資料は 20 ページです。予算説明資料の 20 ページをご覧ください。社会体育施設費は、原油価格の変動等により、国分総合プール管理運営事業で 465 万円、溝辺上床運動公園管理運営事業で 49 万 3,000 円、横川運動公園管理運営事業で 151 万 3,000 円、隼人松永運動施設管理運営事業で 113 万 9,000 円を委託料で増額し、体育施設維持管理事業（指定管理者以外）では、事業費が確定したことにより、備品購入費で 200 万円を減額しています。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（松下太葵君）

市民サービスセンター運営事業のこのパスポートのことについてなんですけど、この 18 歳以上、12 歳以上、12 歳未満で手数料が違うと思うんですが、当初の人数よりどのぐらい下回ったのか等、予想のですね。理由みたいなのが分かったら教えてもらいたいです。

○市民サービスセンター店長（稲留真智子君）

今の御質問にお答えいたします。急激に減ったという理由は、まず、令和 2 年度から令和 4 年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う規制により、申請件数が急激に減りました。ですけれども、令和 4 年度末から規制の緩和に伴って申請件数が増加し始めて、5 年度、6 年度もですけれども、県、それから日本旅行業協会によるパスポート取得助成事業が実施されて、さらなる申請が見込まれる予定でしたけれども、そこまで伸びなかったというのが理由になるかなと思っております。パスポートの件数についてなんですけれども、当初は大体、新規申請件数を 2,600 件ぐらいと見込んでおりました。今、6 年度の 4 月から 2 月までの申請件数が 1,814 件でした。去年の 5 年度の 4 月から 2 月までの申請件数は 1,732 件というふうにデータが出ております。そういうところで、もう大分、追いついてはきているんですけれども、最初の見込みがとにかく、その取得助成事業があるということで、多く見込んでおりましたけれども、そこがあまり伸びなかったということで件数が大分落とさないといけない状況になってきたということになっております。

○委員（松枝正浩君）

市民課のほうにお尋ねをいたします。予算書の 6 ページの繰越明許費の関係ですけれども、国の関係で市町村にこの事務、事務というか作業が行われるわけですが、この大まかなスケジュールですね、どのようなスケジュールになっているのかお示し頂けますか。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

この戸籍の振り仮名の施行日が 5 月 26 日になっています。その日から 2 か月ぐらいを目安に通知を発送するというような形になっています。仮の振り仮名をつけた通知を発送する形になります。そこから 1 年間、届出をしていただく期間があります。その間に、もうこの仮の振り仮名で間違いがないという方は、もう届出をしていただくなくてもいいことになります。間違いがある方はその間に届けをしていただくことになります。届出をしていただかなかった方たちも、1 年後には市町

村長が記載をするというような形になって、戸籍に振り仮名が振られるというような形になっていきます。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。発送に係る予算ということで、3,000 万ぐらいですかね、出ておりますけれども、今後確認をしながら作業していくわけですが、後々、当然、多大なる業務量になってくるわけですが、その辺の財政措置の見通しとしては、作業に係る見通しとしてはどのような状況なのかお示しいただけますか。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

内訳としまして、人件費というところも考えていて、会計年度任用職員を雇用したいと考えています。国のほうでコールセンター等は設置される予定であるということですので、そちらのほうにお願いはしたいと思っています。あとは通信運搬費なんですけど、ここが今、見積りではもう、はがき 1 枚 85 円の、本籍の人口が 13 万強いますので、85 円掛ける 14 万通で計算をしているところなのですが、そこは作業を今している関係で、かなりその枚数が抑えられてくるのかなあというふうには思っています。

○委員（前川原正人君）

今、松枝委員のほうの関連になるんですけど、この戸籍の振り仮名を通知するための予算ということで、明繰で出てるわけですね。結局、発送をします。発送をして、本人が確認もして、そしてこれで間違いないというのは、何か返送の返信の何か方法として、なんというのでしょうか、切手はいれないでしょうけど、そういう手だてというのもあるということで理解してよろしいですか。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

もう振り仮名が間違っていないっていう方は届出をされなくてもいいというふうになっています。なので、1 年後に、市町村長のほうで、仮の振り仮名を本振り仮名として記載をしていくというような形になっています。あと、間違っているというような方で届出が必要な方は、窓口に来ていただくか、郵送でしていただくか、あとはオンラインでしていただく、マイナポータルのほうから届出をしていただくというような形になってきます。

○委員（前川原正人君）

最終的にはマイナンバーの精度を上げるための一つの振り仮名を入れますよという、そういう理解でよろしいんですか。

○市民環境部市民課長（森 知子君）

そうですね、最終的にはマイナンバーカードにローマ字表記をしていくというところもありますので、そのために、まずは戸籍に振り仮名を振り、それを住民票に振る。そこからマイナンバーカードに振っていくというような流れになっています。

○委員（木野田誠君）

市民活動推進課にお伺いします。地元負担分を準備できないというような理由で取消しになった分が 2 件あるんですけど、スポーツ施設等整備支援事業、これはどういうスポーツ施設をつくろうとして、総額幾らの予算だったのか、お示ください。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

まず申請を辞退されたところが、溝辺の馬立地区の馬立グラウンドの倉庫の屋根の補修になります。こちらが 14 万円を計上しておりました。確定の上で減になった部分もございます。隼人の木之房団地、自治会グラウンドゴルフセットというのが 1 万 3,000 円減になっております。あと、国分の向花向江自治会の新町 1 丁目の公園の樹木の伐採、こちらのほうが 1 万 6,000 円の減になっております。そういうものを含めまして、21 万 1,000 円の減になっております。スポーツ政策でよろしいですか。

○委員（木野田誠君）

国庫的には小さい額で、地元負担分が集まらなかったっていう理解でいいですか。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

額には小さい額になるかと思いますが、今後どうされるかということでまた今後協議していくことになるかと思います。

○委員（木野田誠君）

地元というのは個人で構成されたんですか。それとも何人かやはりいらっしゃったんですか。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

地区自治公民館隼人自治会関係で申請が上がってきております。

○委員（木野田誠君）

スポーツ・文化振興課にお伺いします。社会体育施設費で原油価格の変動によるということですが、ここに書いてあります国分総合プール、それから溝边上床、ここから横川、こういう施設の原油です、重油か軽油かだと思うんですが、こういう施設でどういうふうにご利用されている油関係なのかお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

国分総合プールにつきましては、ボイラー燃料になります。溝边上床運動公園につきましては、ガソリン、軽油混合油ということとなっております。あと横川につきましては、重油のボイラー燃料となっております。

○委員（木野田誠君）

ちょっと分からないところもありますので、その国分のボイラー、これはプールの水を温めるためのボイラーなのか、それともプール全体を暖めるためのボイラーなのか。それから、横川の重油ボイラー、これは何のための重油かボイラーかお示してください。

○スポーツ・文化振興課主幹（川添哲弘君）

先ほど言いました、ボイラー燃料なんですがこれは水を温めるものでございます。どちらの施設も同じでございます。

○委員（野村和人君）

市民活動推進課のほうにお尋ねします。市民活動支援事業について、採択団体の減少によりということですが、こちらの背景について御説明いただけますか。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

令和6年度につきましては、上限30万円で10団体を予定しておりました。合計で300万円になります。そのうち申請応募がありましたのは9団体です。今回は9団体全部、採択はされております。ただ減額につきまして、各団体の補助金額がどうしても差を生じてしまう。30万円の上限なんですけど、もともとの補助金額が30万円に満たない部分もございました。今後なんですけど、その補助額自体は、確定して精算することにはなるんですが、これ以上額が上がることはないということで、今回減額しております。

○委員（野村和人君）

ホームページで公開されている情報によると、令和4年が193万円で、令和5年が128万、8団体、7団体という形なのかなというふうに思うんですが、今後もこの300万円の枠を確保していくという考えでよろしかったですか。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

これまでコロナの関係がありまして、どうしても採択団体、活動自体が大分縮小されている経過がございました。コロナが明けたことによりまして、そういう市民活動自体もちょっと活発になってきたのかなと感じているところでございますので、一応金額的には維持していきたいと考えており

ます。

○委員（有村隆志君）

スポーツ・文化振興課にお尋ねします。原油高騰によりますプールの燃料代ということで上がってきていることで、毎回、こういうものが出てくるわけですから。プールについては、ボイラーが2台ありますよね。それと、それから予備で二つあるのかなあと思うんですけど、バックアップということで。それで、以前から木質ボイラーをしてはどうかという、議員からも何年か前の提案はあったんですけども、今後、CO₂の関係の排出のこともあるので、今後そういうことを多分、ボイラーのほうが、効率的に運用ができるということだと思いますけれども、ただやはりそういう部分も含めて、あることで起動時はボイラーでもいいけど、そのあと、温度を一定に保つ部分には、木質のほうが、意外と省エネなのかなと思うんですけど、これは僕の考えですから。そういうのを、今後、横川についてはちょっと厳しいのかなと思うけど、こっちの温水プールは健康のためにも、僕はちょっと腰を痛めて、ちょっとあるところに行って、脊柱管狭窄症の人はどうしたらいいのって聴いたら、一つの効果ということで、プールの中で、重力がかからない状態にして歩くという、歩行といいますかね、そういうことをすることで、症状が和らぎますよということもございましたので、今後、高齢化をする中でこういうことで困っていらっしゃる。こういう部分では使えてくるので、やはりそこはちょっとお金かけてもいいのかなと。ある部分、横川のプールもそういうことで、他市から行ってるという話もちょうと聴きましたんで、そういう効果面も含めて、ちょっとそういうことについて考えたことがございますか、どうですか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

市内のプールにつきましては、御存じのとおり温水プールが多い現状がございます。おっしゃるのとおり、そういう健康面、仲間づくりもですけども、そういう健康づくりの面でも非常に重要な施設であると考えております。今、議員から提案のありました、そういうボイラープラス木質の件につきまして、これまで実際検討したということはございませんが、またそれぞれの施設で大規模改修を検討しなければならない時期が来ますので、そういうときには、今おっしゃったようなところも含めて検討したいと考えます。

○委員（前川原正人君）

環境衛生課のほうにお聴きをいたしますが、この海岸漂着物の対策推進事業で、マイナス計上ということになってますけど、この漂流物というのは、大体どれぐらいの量で収まったのか。例年よりも少なかったということですけど、お示しいただければと思います。

○環境衛生課主幹（有満孝二君）

今年度、令和6年度の実績分でございますけれども、回収量で申しますと、福山港海岸が1,820 kg、敷根海岸が3万1,460 kg、国分海岸下井地区の部分で1万1,300 kg、合計で4万4,580 kgの回収を行っております。

○委員（前川原正人君）

大体、各海岸沿いが霧島市30数キロあると思うんですけど、大体1日、1日ではもうこんなに集まらないと思います。何回か分けてなんでしょうけど、大体、参加人数等については幾らということで、把握はされていらっしゃいますか。

○環境衛生課主幹（有満孝二君）

正確な参加人数というか、その部分は持ってきてないんですが、今、委員のほうで申されましたとおり、この海岸漂着物の部分については、海岸の沿線上の地域住民の方々がボランティア作業等で集めていただいたものを、回収する事業と、あとこちらのほうで委託をして委託したものを委託業者のほうで収集して処理している部分とか、あと、下井の海水浴場のほうにおきましては、管理施設公社ですかね、公社のほうで集めたものを処理するというような状況がありますので、誠に

申し訳ないんですが、全体での人数というのはちょっと把握してないところでございます。ちなみに、6月30日に行いました、錦江湾クリーンアップ作戦の夏の部でございますけれども、そちらのほうで参加頂いた人数というのは分かっておりますのでちょっと御紹介させていただきます。国分下井海岸のほうが約700名だったと思うんですけども、716名ですね。あと、小浜海岸のほうは、こちらは9月14日に実施しておりますが412名という状況になっております。福山港周辺の部分は、雨によって中止となっておりますが、一部業者の方の御協力で少し実施をしているという状況でございます。

○委員（前川原正人君）

1点はですね、説明資料の10ページになりますけど、国分斎場の管理運営事業で、理由が、委託料の149万9,000円増額補正ということで、原油価格の変動によることが大きな理由ということなんですけど、私たち自身が、灯油とかガソリンとか、いう部分については敏感なんですけど、この火葬場の場合は重油ですかね、軽油ですかね、どっちを使っているのかちょっとわかんないんですけど。大体、幾らだったのが幾らぐらいに上昇したのかということをお知らせいただけますか。

○環境衛生課主幹兼衛生施設グループ長（四本 久君）

国分斎場の委託料のいわゆる増額149万9,000円の方ですね、これにつきましては、いわゆる、おっしゃるとおり、燃料費単価の増額ということで、事業者の選定をした、指定管理者の選定をしたのが、令和元年度でございます。今現在の基準価格との差というのが、その当時が105.3円、これ灯油になります。今現在は、134.1円というようなことで、このような差額がですね、いわゆるこの委託料の増額ということになります。

○委員（前島広紀君）

市民活動推進課にお尋ねしますけれども、姉妹都市国際交流事業において、市長団アメリカ訪問に係る事業費が確定したということで、減額ということでありますけれども、お尋ねしたいのは、確定した事業費は幾らであったのか。それと、市長と何人ぐらいが行かれたのか。その辺りをお尋ねしたいんですけども。

○市民活動推進課道義高揚推進室室長兼市民環境政策・国際交流グループ長（金丸哲朗君）

確定した実績の委託料のほうになりますけども、委託料が292万9,207円です。旅費のほうは26万1,100円が実績の額となっております。実際に出張したものは、市長を含めて4名となっております。

○委員（松枝正浩君）

すいません、今に関連してお尋ねをいたしますけれども、4名行かれたということで、今お知らせ頂いた金額であります。事業の効果がどうであったのか、お示しいただけますか。

○市民活動推進課道義高揚推進室室長兼市民環境政策・国際交流グループ長（金丸哲朗君）

南カリフォルニア鹿児島県人会125周年記念式典に参加をするのと、あと、アメリカのカリフォルニア州にあります、アルハンブラ市というところを訪問いたしました。式典では、霧島市出身の方が4名ほど参加されていらっしゃいましたので、その方と市長、お会いして、長年の御苦労に対するねぎらいというか、のをさしていただきました。またその中で、霧島市の特産品であったり、観光のPRというのも行っていました。また、アルハンブラ市でも同じく観光のPRと、また今後の交流等についてもお話をいたしまして、その成果といたしまして今月、3月31日にはなるんですけども、アルハンブラ市の商工会議所の方が霧島市を訪問されて、今後の経済交流、観光面での交流について、意見交換を行う予定であります。

○委員（松枝正浩君）

どんどん交流していただいて、霧島市の名前をどんどん売っていただきながら、また海外からも定住移住ということも考えられますので、またその辺の他の施策へもつなげていっていただけたら

と思います。あわせて、先ほどちょっと触れておられましたけれども、共同墓地の環境整備支援事業ということで、地元の負担分を準備できないということで154万円の減額ということでもありますけれども、この辺の状況を少し詳しく御説明いただけますでしょうか。

○市民環境部市民活動推進課長（吉永利行君）

工事を予定していた団体なんですけど、こちらまず、溝辺の石原地区の共同墓地の法面の整備工事ですね、こちらが135万円を計上しておりました。あと国分の新町の墓地、新町地区の墓地のブロックの設置工事なんですけど、こちらブロックを積むことによって道路幅員が狭くなるのではないかと、圧迫というのもあると思うんですけど、そちらのほうの関係で飛び出しの注意など看板設置するという方向で、整備はしないで、別の方向を行ったということで14万円計上しております。こちらが主なものとなっております。

○委員（松枝正浩君）

了解いたしました。スポーツ・文化振興課にお尋ねをいたします。口述の中で、下段のほうですけども、体育施設維持管理事業の指定管理者以外ということで、事業費が確定して、備品購入費で200万円減額をしたということでもありますけれども、この辺の少し詳しい説明をしていただけますでしょうか。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

社会体育施設の備品購入費、こちらは当初予算で、金額が1,265万7,000円。件数で申し上げますと7件分の備品購入費を計上していたところです。昨年9月の補正で、金額で1,080万円、こちら桧志田体育館に移動観覧席を設置する分の補正を認めていただいて、合計で2,345万7,000円という金額でございました。当初で計上しておりました分については予定どおり購入しております。桧志田体育館の折り畳み観覧席、こちらにつきましては入札しまして、1,080万円に対して、大分入札が落ちて、340万ほど余ったというか、そういう状況でございました。それから、溝辺体育館の非常用自家発電機、こちらは当初で計上してた分ですけども、予算1,100万円に対して、こちら入札前に、製品を今つけてるのと同等で当然予算要求していたわけですが、業者と話し合いをしたり、より安価でできないか、そういう製品を入札執行したところです。こちら入札残が750万円ほど出たところです。予算執行する中で関係課と協議をしまして、それ以外にも、例えば緊急性ですとか、そういうところを勘案しまして、例えば先ほどちょっとボイラーの話も出たんですけども、横川温水プールのボイラーの取り替え、そういったようなところも行ったところです。最終的に、227万円ほど執行残が出た関係で、今回200万円の減額補正ということで、提案したところでございます。

○委員（前川原正人君）

口述書の4ページの中で、今回リチウム電池が原因で、破裂によって火災が起きたということで、ごみ処理施設に被害があったわけですけど、今回、2億3,349万2,000円の予算計上ということになっておりますけれど、これは保険適用というのはなかったわけですか。火災保険とか、そういう部分についてはどうだったんですか。

○環境衛生課長（末松正純君）

この予算には間に合っていないんですけど、今、保険屋さんとは協議を続けております。8月の火災もありました。それから12月29日の火災もありました。今、委員が言われたリチウムイオン電池のほうは1月31日ということで、これはピット内の火災で被害等はなかったということで、被害があったのは8月と12月ということになります。これについてはいずれも保険屋さんとは今協議をしておまして、今回の補正に間に合えばよかったんですけども、間に合いませんでした。一応、出る方向で話は聴いておりますが、施設がやはり古いものですから、修繕部分の20%程度というふうなお話を聴いているところでございます。まだ今後、協議を続けているところでございますので、

一定の方向性が出たときに、また皆様方に報告をさせていただければなと思っております。

○委員（前川原正人君）

過失割合でいけば 20% ぐらいは出るであろうということですか。それとも、保険金額、協議の結果、保険の約款で、いろいろ詳細についてうたわれていて、その上で、今回の火災の部分の損傷部分について、修繕費はこんだけなので、それに対する幾らということで、判例をもとにして、保険会社は結論を出していくと思うんですけど。大体、今後の課題にはなるんですけど、その部分というの含まれると。過失割合が出てそれから幾らということで決定していくという理解でよろしいですか。

○市民環境部環境衛生課衛生施設グループサブリーダー（塩満慶太君）

敷根清掃センターが、供用開始が平成 15 年、もう今 20 数年過ぎて、21 年過ぎている形になります。保険屋さんとの話の中で、今回被害があったのが機械の部分ということで、供用開始から 15 年が経過すると、一律 20% ということで話は聴いております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで市民環境部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9 時 4 4 分」

「再 開 午前 9 時 4 7 分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、消防局の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○消防局長（川崎敏朗君）

議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、消防局所管の予算につきまして、その概要をご説明申し上げます。今回の補正予算は、主に決算見込み等による事業費や人件費の調整及び財源組替になります。概要としましては、歳入では決算見込みにより減額計上し、歳出では事業費の決算見込みや確定に伴う不用額を減額計上したほか、デジタル田園都市国家構想交付金の交付決定に基づく財源組替を計上いたしました。なお、職員人件費に係る説明は割愛いたします。詳細については、消防局次長が説明いたしますので、よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○次長兼消防本部総務課長（松本哲郎君）

議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）のうち、消防局所管の予算につきまして、ご説明申し上げます。まず、歳入について説明いたします。令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）に関する説明書の 31、32 ページをご覧ください。（款）15 使用料及び手数料（項）2 手数料（目）6 消防手数料については、消防法に基づく危険物施設等の設置許可申請の件数の減に伴い、120 万 6,000 円を減額するものです。次に、59、60 ページをご覧ください。（款）22 諸収入（項）5 雑入（目）2 雑入については、消防局所管分として、高速自動車国道における救急業務の出動率の減に伴い、133 万 5,000 円を減額、常備消防車両に係る全国市有物件災害共済金の受入に伴い、103 万 1,000 円を増額、合わせて 30 万 4,000 円を減額するものです。次に、61、62 ページをご覧ください。（款）23 市債（項）1 市債（目）4 消防債については、事業費の確定等に伴い、70 万円を減額するものです。次に、（款）23 市債（項）1 市債（目）6 過疎対策事業債については、消防局所管分として、決算見込みにより、60 万円を減額するものです。次に、（款）23 市債（項）1 市債（目）8 合併特例債については、消防局所管分として、決算見込みにより、20 万円を増額するものです。次に、歳出について説明いたします。117、118 ページをご覧ください。（款）9 消防費（項）

1 消防費（目） 1 常備消防費については、消防署等管理事業の決算見込みにより、委託料 100 万円を減額し、併せて、消防同意等の申請業務支援システム導入事業に関するデジタル田園都市国家構想交付金の見込額 285 万 7,000 円の財源組替を行うものです。次に、（款） 9 消防費（項） 1 消防費（目） 3 消防施設費については、消防団車両更新事業の事業費確定により備品購入費 3 万 8,000 円を減額、常備消防車両更新事業の決算見込みにより備品購入費 108 万円を減額、合わせて 111 万 8,000 円を減額するものです。以上で、消防局に関する説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（野村和人君）

雑入について教えてください。ちょっと無知なもので分からなくて。高速自動車道国道における出勤率の減に伴い、133 万減額ということは、収入予定が入らなくなったということでしょうか。そこら辺について御説明頂きたいと。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

こちらにつきましては、当初予算の時点では前年度のベースをもとに積算をするのですが、全国の救急が高速道路に消防出動をどれぐらいの割合でするかというところで、全体の 1 隊の維持費を 7,000 万だと仮定すると 7,000 万のうち何%を高速道路分として支払うとかという係数があるのですが、その係数が毎年変わるものですから、そちらによって、前年度使っていたものが、令和 6 年度には係数が下がったので、400 万見ていたものが 200 万になったというような形になっております。

○委員（野村和人君）

そもそものところで、高速道路に救急隊が行って、そこで活動すれば、ネクスコとかそこら辺からの収入がある仕組みがあるということでしょうか。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

委員のおっしゃるとおり、西日本自動車道路株式会社と高速自動車国道における救急業務に関する覚書をしておりまして、それに上下線方式により救急業務を実施する市町村に対して財政措置が講じられるものです。

○委員（川窪幸治君）

すいません。ちょっと関連なのですが、消防の救急業務がある場合、高速を救急車を使用した場合の使用料というのはどのようなのですか。

○消防局次長（松本哲郎君）

救急隊が高速道路を使用して、高速道路に入った場合は、出動の場合、無償になりますので、免除になります。

○委員（川窪幸治君）

私も不確かな情報なのですが、ある自治体では払っているというようなことを聞いたことがあったものですから、今こちらのほうでは払ってはいない、無償になるということでしょうか。

○消防局次長（松本哲郎君）

議員のおっしゃるとおりです。

○委員（前川原正人君）

口述の中で、過疎対策事業債について、消防局分で決算見込みによって 60 万円を減額したと。これは掘り下げていけば、消防局の消防債を使って何かを買う、そして、それで入札を例えばする、入札残とかその辺のこの経過というのがどういうものだったのかお知らせ頂けますか。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

こちらの過疎対策事業債につきましては、消防ポンプ自動車の福山分遣所と北署の分2台分を計上しておりました。それぞれ5,530万ずつ計上しておりましたが、入札の結果、5,500万と、あと5,505万5,000円ということで、両方とも30万ずつの残が出たところですので今回補正予算を計上したところです。

○委員（前川原正人君）

過疎債が利用できるという点では、これは国分の、市内の街部のって言いたくないですけど、中心部について過疎債は適用できないと。要は、過疎債を使う場合は、過疎債を使うための地方債の許可が必要で、その上で、国のほうに申請をして、その中で、これだけですと許可が出て、過疎債を使ってそれに対して交付税措置という形で、これはもう必ず全て満額、過疎債については、ほかの事業なんかと同じように消防債についても適用になるという理解でよろしいのですか。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

委員のおっしゃるとおり、過疎対策事業債は100%の充当率になっております。交付税措置は70%になっております。

○委員（木野田誠君）

関連でお伺いしますが、この過疎債は、恐らく私の認識で令和3年の変更になってからこういう消防施設にも使えるようになったのではないかなというふうに思っているのですが、以前は使えたのですか。それと、辺地債もありますけど、辺地債等は使えないのかお願いします。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

令和3年度以前の適用については、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。[17 ページに答弁あり] 辺地債につきましても、該当があるところであれば、多分、充当していくのですけれども、交付税算入率もいいですので、該当がないということで過疎債を適用しているところです。

○委員（松枝正浩君）

よろしくをお願いします。予算の説明書の117、118ページになりますけれども、先ほど口述でもありました常備消防費の中、少し財源の話になりますけれども、歳入の部分で、合併特例債が20万円増額をしたということでありますけれども、地方債がここに20万とありますが、まず、地方債の合併特例債の適用がこの20万なのか、併せて、田園都市国家構想の交付金で財源組替えをしたということで、285万7,000円ということで額がありますけれども、もともとの財源組替えをする前、それは一般財源で措置がなされていて、今回、そのようになっているのか、まず、御説明をお願いいたします。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

2点についてお答えいたします。まずこの20万については合併特例債になっております。国庫支出金に計上している285万7,000円の前の財源は一般財源になります。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。ありがとうございます。今回、この田園都市国家構想の交付金ということで有利な部分が活用なされているというわけですがけれども、事業費のパーセンテージがどのぐらいの率になるのか。全体の事業費の中の285万7,000円というのがどのぐらいのパーセンテージで計上がなされているのかお示し頂けますか。

○消防局総務課主幹（蔵原寛久君）

2分の1の補助率になりますので、50パーという形になります。

○委員（木野田誠君）

ほかにないようですので、ちょっと、消防の全般というか、消防団のことに関してちょっと質問させてください。どうしても質問させてほしいので、先般、春の火災予防運動がありました。その

際、サイレンは鳴らさない。それから緊急車消防車の出動についてもサイレンは鳴らすなというような指令が流れました。訓練に出動するときに、訓練も年2回の訓練で、ちゃんとした年間行事の一つになるわけですが、車両の中で団員の中から、サイレンを鳴らさないで走って、士気が上がらないよなというふうな話も聞こえました。この辺のいきさつはどうなっているのか。そこを聞きたいのですけれども、団員の中で話しているのは、サイレンの音がうるさいから鳴らすなというようなことじゃないだろうかというようにものであります。そういうことで、訓練等についてもサイレンを鳴らさないのであれば、これは消防団、あるいは消防に携わる者が、そういうような単なるうるさいというように言葉に屈したと、言葉悪いかもしれませんが、こういう仕事に携わる者が屈したというふうに私は捉えても仕方がないなと思っているのですが、そこら辺は、こういう緊急で出動するのだということをもうちょっと市民に対してもアピールしていく必要があるのではないかなと。今のよう形で、何事も市民にそれであればやめますよというように形で屈していけば、何のためにサイレンが鳴るのか。そこら辺の意味が非常になくなってきます。その辺はどういうふうに捉えて、こういうような結論を出されたのか、納得いく説明をお願いします。

○消防局警防課長（狩川靖君）

まず、訓練時の消防車両のサイレンについて、お答えします。これにつきましては、緊急車両と申しますのは、定義としまして回転灯をつけて、サイレンを鳴らしてという要件があるからこそ、道路交通法の一部の特例みたいなものが受けられるというようになるのですが、この場合において鳴らすのは、それぞれの業務において出向する場合ということになります。なので、実際、訓練は緊急事態ですかというようなことを警察に問合せました。そしたら、訓練までは緊急な業務とは言えないのではないのでしょうかというような回答を頂きました。それで、道路交通法に関しましてもやはりそういう状況であれば、我々が行っても、道路で事故を起こして責任が来るのは運転手であります。やはりそういった観点からそういうことも、緊急走行すれば、やはり危険性がありますので、しかも緊急の業務ではないと訓練は警察も言われましたので、警察等も、そういった訓練をする場合は、公道は鳴らさずに、敷地の中に入ってから鳴らしたりしますというお答えでありましたので、我々もその危険性も高いし、緊急の業務ではないので、訓練におけるサイレン、回転灯をつけた走行はやめましょうという形でやめさせていただきました。それと訓練時のサイレンです。ね。いわゆる、今、防災行政無線でやっている分です。これにつきましては、やめたのは、決して苦情に屈したとかそういうことではありません。ただし、苦情処理も本当に大変です。電話によって1時間も何分も話すこともあります。確かにそれも、要因の一つではありますが、1番大きいのは、やはりサイレンに対する市民の危機感を上げてもらいたいということが1番の目的であります。訓練、いま火災でも、今うちが鳴らしているのは、消防団招集のサイレンであります。ほかの自治体によっては、それももう流さないというところもあります。ということは、サイレンが鳴ったというときは、国民保護のサイレンや津波警報とか市民にとって何らかの避難行動を起こさないといけないよとか、そういう注意をしてくださいねという本当の目的のサイレンになりますので、そういったことから、訓練で鳴らすよりも、そういう鳴らさないほうが、やはりサイレンがなったら、何かの危機ですということを市民に強く危機感を感じていただきたいということで、それをやめましょうということに決定した理由としましては、それが1番大きな理由であります。

○委員（木野田誠君）

納得できたような納得できないようなやっぱり腑に落ちないところもあるのですけれども、苦情の対応は大変だということは十分想像できます、ただ、もう一つだけの確な答えを欲しいのですが、車両のサイレン吹鳴、これはどういう目的のサイレン吹鳴なのか、そこをはっきりさせてください。

○消防局警防課長（狩川靖君）

車両のサイレンの目的ということですが、これは何らかの根拠を持っているということではあり

ませんが、道交法上とか、緊急車両はサイレンを鳴らして回転灯をつけなさいと。それはやはり普通の車両と違いまして、交通は、一般道路を走る上で特例というのがございますので、赤信号のところも一旦停止しながら行く、普通の自動車ができないことをやるわけです。そのために、周りの普通に走っている車に、やはり緊急自動車が来ていますよという周知するためにサイレンを鳴らす。そして、目立つように回転灯を回すというものだと考えております。

○委員（木野田誠君）

私もそういうふうに理解はしているのですが、これはサイレンを実際の火災の場合、事故の場合に鳴らすなということではないですよね。訓練時だから道路交通法に合わせてサイレン吹鳴をするなというようなことだと思うのですが、やっぱり道路交通法がどうのこうのとありますけれども、本来ならば、消防署と警察とこの辺はちゃんと、いや、訓練だから訓練時は流させてくださいよと、鳴らしますよというようなところも今後は、話し合いを十分持たれることが肝要ではないかというふうに思いますが、そういう意向はお持ちでないですか。

○消防局警防課長（狩川靖君）

やはりこれを決めるのはあくまでも法律による文言の判断だと思います。業務であるのか用務でないのかということですね。そこをはっきりと訓練は業務ではありませんよといったら、鳴らせません。法律上、そうなりますので、そこら辺のところをまた警察のほうと、もう1回ちょっと話をしてみて、そういうことができるものか。あとは団員さんのほうから本当にそういう要望がたくさん来ているのかということもちょうと団のほうも調査といったことも必要なのではないかと考えます。

○委員（木野田誠君）

実際の時は、さっき言われた赤信号でも緊急車両であれば、スピードを落としながらそこを渡っていくわけです。こういう訓練も、訓練の中に入れないといけないのではないかなということもあるわけですよ。ですから、先ほどから言うておりますように、警察当局とですねこの辺は話し合いをしてもらわないと、全然ちがひが明きませんからぜひそういう話し合いの場を設けていただきたいと思います。終わります。

○委員（塩井川公子君）

今、木野田議員がおっしゃった件なのですが、私はこの間、早朝の消防の訓練に参加させていただきました。6時半からありました。市民の方の中には、やはりサイレンを鳴らしてほしいという方も結構いらっしゃいますよ。それを何で鳴らさないのだろうって結構おっしゃっていますので、やっぱり警察と消防でいろいろお話し合いをされて、皆さんが分かるようなやり方をされたほうが、私は大変意義があるのではないかなと思いました。法律でどうのこうのって、それは大事だと思いますが、やはり一般市民の方たちは、ないごやろうねってすごく疑問に思っているらしいです。やはりサイレンを鳴らすこと自体は、やはり大変なことかも知れませんが、前向きな形としたらいいと思います。大変多くの方の意見が私のほうに来ていますので、鳴らすべきだと私は思います。以上です。

○消防局長（川崎敏朗君）

お2人の委員の方からの御指摘ありがとうございます。先ほど答弁に関しては、警防課長が申したとおりでありますけど、やはり我々も市民の理解を得ながら業務を行っていること。サポートする消防団の方からもサポートされながらの業務を私たちは行っていることも非常にありがたいことであります。そういう中、24時間体制で消防業務に励んでいるところでありますけど、やはり消防側の常備消防のほうも、やはり一般住民の方から、通常の災害出動に関してもサイレンがうるさいというような苦情もあります。そういうところもあって、私たちもそういう御意見に対して苦慮しているところであります。先ほど警防課長が申しした通りもう一度警察のほうとも検討して、今後の対

策を講じていきたいと思います。以上です。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで消防局への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時14分」

「再 開 午前10時18分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

それでは、教育部の説明の前に資料の訂正をお願いしたいと思います。予算説明資料の19ページをご覧ください。訂正箇所は中学校学校施設整備事業の委託料でございます。隼人中学校屋内運動場長寿命化改良工事の部分で管理業務委託とすべきところを誤って設計業務と記載しておりました。訂正してお詫び申し上げます。今後このようなことがないように記載事項を確認し精査するよう努めてまいります。議案第21号令和6年度霧島市一般会計補正予算（第9号）のうち、教育部所管の予算の概要について、説明します。補正予算書の5ページを御覧ください。歳出予算について説明します。今回の補正予算は、人件費や各事業の決算見込みに基づく調整のほか、国の補助事業を活用した学校施設整備のための経費を追加し、（款）10教育費のうち、（項）1教育総務費を1,603万円の減額、（項）2小学校費を1億1,893万8,000円の増額、（項）3中学校費を4億7,789万1,000円の増額、（項）4高等学校費を235万3,000円の減額、（項）5幼稚園費を109万6,000円の増額、（項）6社会教育費を829万円の増額、（項）7保健体育費を476万円の増額、うち教育部関連としては357万3,000円の減額とし、教育費全体として5億9,259万2,000円を増額し、補正後の予算の額を74億8,073万6,000円としようとするものです。うち教育部関連としては5億8,425万9,000円の増額です。補正予算書の6ページを御覧ください。第2表繰越明許費補正2変更において、（款）10教育費のうち、（項）2小学校費の金額を8億6,996万1,000円に、（項）3中学校費の金額を8億3万1,000円にそれぞれ変更しようとするものです。補正予算書の7ページを御覧ください。第3表債務負担行為補正2変更において、霧島市奨学資金貸付の限度額を変更しようとするものです。詳細は予算説明資料等に基づき、各課長等が説明しますので、審査をよろしくお願いします。

○教育総務課長（林元義文君）

教育総務課に関する令和6年度一般会計補正予算（第9号）について、説明します。補正予算に関する説明書の119～120ページ、補正予算説明資料の17ページを御覧ください。（款）10教育費、（項）1教育総務費、（目）2事務局費は、1,603万円を減額し、うち教育総務課分は1,504万5,000円を減額しています。教職員住宅維持管理事業は、住宅解体業務委託の入札残による減額です。奨学資金貸付事業は、日本学生支援機構の給付型奨学金の併給や休学等による貸与額の変更等による貸付金の減額です。なお、職員の人件費に係る予算の補正については、補正予算説明資料には記載しておりません。補正予算に関する説明書の121～122ページ、補正予算説明資料の18ページを御覧ください。（項）2小学校費、（目）1学校管理費は、4,270万円を増額しています。小学校学校主事配置事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込による増額です。小学校学校司書配置事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込による増額です。小学校維持管理事業は、電気料の高騰による光熱水費の増額です。（目）3学校施設整備費は、7,449万2,000円を増額しています。小学校学校施設整備事業は、国分北小学校校舎の長寿命化改良工事に係る増額です。財源として、学校施設環境改善交付金（補正予算に関する説明書35～36ページ）、指定寄付金（補正予算に関する説明書49～50ページ）

及び合併特例債（補正予算に関する説明書61～62ページ）を充当しています。なお、本予算を令和7年度に繰り越して執行するため、補正予算書6ページの第2表繰越明許費補正2変更で、小学校施設整備事業の金額を変更しています。補正予算に関する説明書の123～124ページを御覧ください。

（項）3 中学校費、（目）1 学校管理費は、1,214万5,000円を増額しています。中学校維持管理事業は、電気料の高騰による光熱水費の増額です。予算説明資料の19ページを御覧ください。（目）3 学校施設整備費は、4億6,755万3,000円を増額しています。中学校学校施設整備事業は、隼人中学校屋内運動場の長寿命化改良工事に係る増額です。財源として、学校施設環境改善交付金（補正予算に関する説明書35～36ページ）及び合併特例債（補正予算に関する説明書61～62ページ）を充当しています。なお、本予算を令和7年度に繰り越して執行するため、補正予算書6ページの第2表繰越明許費補正2変更で、中学校施設整備事業の金額を変更しています。補正予算に関する説明書の127～128ページを御覧ください。（項）5 幼稚園費、（目）1 幼稚園費は、109万6,000円を増額し、うち教育総務課分は12万6,000円を増額しています。幼稚園維持管理事業は、電気料の高騰による光熱水費の増額です。補正予算に関する説明書の133～134ページを御覧ください。（款）11 災害復旧費、（項）3 文教施設災害復旧費、（目）1 文教施設災害復旧費は、災害復旧債（補正予算に関する説明書61～62ページ）を充当することによる財源組替です。補正予算書の7ページを御覧ください。令和7年度の奨学生に対する奨学資金の貸付金額の見込に基づき、第3表債務負担行為補正2変更において、霧島市奨学資金貸付の限度額を変更しようとするものです。以上で説明を終わります。

○学校教育課長（山口良二君）

学校教育課に関する令和6年度一般会計補正予算（第9号）について、説明します。補正予算に関する説明書の119～120ページ、補正予算説明資料の17ページを御覧ください。（項）1 教育総務費、（目）1 事務局費は、1,603万円を減額し、うち学校教育課分は98万5,000円を減額しています。A L T外国青年招致事業は、A L Tの入替及び帰国旅費の実績による減額です。補正予算に関する説明書の121～122ページ、補正予算説明資料の18ページを御覧ください。（項）2 小学校費、（目）2 教育振興費は、174万6,000円を増額しています。小学校特別支援教育推進事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込による増額です。小学校I C T環境整備事業は、ネットワークアセスメント実施校数の変更及び校務用サーバ等賃貸借契約開始時期の変更による減額です。小学校理科教育等設備整備事業は、入札執行による減額です。補正予算に関する説明書の123～124ページ、補正予算説明資料の19ページを御覧ください。（項）3 中学校費、（目）2 教育振興費は、180万7,000円を減額しています。中学校I C T環境整備事業は、ネットワークアセスメント実施校数の変更による減額です。中学校理科教育等設備整備事業は、入札執行による減額です。補正予算に関する説明書の127～128ページを御覧ください。（項）5 幼稚園費、（目）1 幼稚園費は、109万6,000円を増額し、うち学校教育課分は97万円を増額しています。職員の人件費の決算見込による増額です。補正予算に関する説明書の131～132ページ、補正予算説明資料の20～21ページを御覧ください。（項）7 保健体育費、（目）4 学校保健体育費は、955万9,000円を減額しています。学校教職員健康診断事業は、各種検診の実績見込による減額です。学校環境検査事業は、再検査手数料の実績見込による減額です。学校児童生徒の定期健診・就学時健診事業は、制度の見直しを検討した結果、現状維持となったことによる減額です。小学校体育記録会開催事業は、記録会の児童運搬に係る貸切バス等の実績見込による減額です。日本スポーツ振興センター保険加入事務は、加入児童生徒数の実績見込による減額です。学校遊具施設点検修繕事業は、富隈小学校の体育の山撤去工事の実績による減額です。（目）5 学校給食費は、598万6,000円を増額し、うち学校教育課分は587万7,000円を減額しています。準要保護児童生徒就学援助事業（給食費）は、認定者数減による減額です。以上で説明を終わります。

○国分中央高等学校事務長（脇 伸宏君）

国分中央高等学校に関する令和6年度一般会計補正予算（第9号）について、説明します。補正

予算に関する説明書の125～126ページ、予算説明資料の19ページを御覧ください。(項) 4 高等学校費、(目) 1 高等学校総務費は、526万円を減額しています。会計年度任用職員人件費(初任者研修)は、初任者研修講師の配置がなかったことによる減額です。国分中央高校活性化事業は、入寮者の実績見込による減額です。(目) 2 高等学校管理費は、290万7,000円を増額しています。国分中央高校維持管理事業は、電気料の高騰による光熱水費の増額です。以上で説明を終わります。

○社会教育課長補佐(田上裕紀君)

社会教育課に関する令和6年度一般会計補正予算(第9号)について、説明します。補正予算に関する説明書の129～130ページを御覧ください。(項) 6 社会教育費、(目) 1 社会教育総務費は、64万2,000円を減額しています。職員の人件費の決算見込による減額です。補正予算説明資料の19ページを御覧ください。(目) 4 公民館費は、819万5,000円を増額しています。各地区公民館管理運営事業は、会計年度任用職員人件費の決算見込による増額です。補正予算説明資料の20ページを御覧ください。(目) 5 郷土館費は、29万3,000円を増額しています。郷土館等管理運営事業は、電気料の高騰による光熱水費の増額です。(目) 7 文化財保護費は、指定寄付金(補正予算に関する説明書49～50ページ)を充当することによる財源組替です。以上で説明を終わります。

○国分図書館長兼郷土資料編さん室室長兼メディアセンター所長兼隼人図書館長(福永義二君)

国分図書館に関する令和6年度一般会計補正予算(第9号)について、説明します。補正予算に関する説明書の129～130ページを御覧ください。(目) 8 図書館費は、44万4,000円を増額しています。職員の人件費の決算見込による増額です。以上で説明を終わります。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長(西溜和幸君)

学校給食課に関する令和6年度一般会計補正予算(第9号)について、説明します。補正予算に関する説明書の131～132ページ、補正予算説明資料の21ページを御覧ください。(項) 7 保健体育費、(目) 5 学校給食費は、598万6,000円を増額し、うち学校給食課分は1,186万3,000円を増額しています。国分地区小中学校給食単独調理場運営事業は、国分地区8か所の単独調理場で雇用する調理員の人件費の決算見込による増額です。新規事業等概略図の3ページを御覧ください。近年、学校給食で使用する食材費は物価高騰が著しく、現在の学校給食費で賄いきれない物価高騰分について、市の負担に加え、新たに国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,830万円を活用することとし、財源組替を行うものです。以上で説明を終わります。

○委員長(久木田大和君)

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時46分」

「再 開 午前11時54分」

○委員長(久木田大和君)

休憩前に引き続き会議を続けます。まず、消防局より発言の申出がありましたので、これを許可します。

○消防本部総務課主幹(蔵原寛久君)

先ほど、木野田委員からご質問頂きました、過疎債の令和3年度以前の適用、活用についてですが、平成30年度、東郷につきましてもですね、常備消防車両あと消防団車両等でも活用をしていることを活用しておりました。回答が遅くなり申し訳ございませんでした。

○委員長(久木田大和君)

この点につきまして質疑ありませんか。[「なし」という声あり] 教育部の質疑を続けます。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

よろしくお願ひいたします。まず、教育総務課にお尋ねをいたします。口述の3ページの中で、災害復旧費における財源の組替えということで、予算の説明の資料につきましては133、134になりますけれども、もともとが国庫支出金を使われるということで予算の中でマイナスになっているわけですが、地方債と一般財源に組替えをなされているという認識なんですが、そのような認識でまずよろしいでしょうか。

○学校教育課長（林元義文君）

災害復旧費については台風被害で小浜小のフェンスをやり替えをいたします。そのときは、国庫補助を活用したところであります。今回のこの財源組替えについては一財の部分を、災害復旧債を充てる充てたというふうに認識しているところです。災害復旧事業債です。

○委員（松枝正浩君）

この国庫支出金ですかね、78万5,000円が減になっているわけですが、これについては例えば、災害復旧を行うための入札を行って入札残による、国庫支出金の減なのか、減であるのか。この金額だけを見ていくと国庫支出金のほうが有利であるにもかかわらずですね、この地方債、一般財源に振替というようなこの財源の表から見るとそのように見えるものですから、どのような状態であったのかというのが少し、ご説明がほしいなと思ったところなので説明していただけますでしょうか。

○教育総務課主幹（迫則男君）

国庫補助金の減につきましては、入札の執行残になります。国庫補助につきましては災害査定を受けまして満額ついております。

○委員（野村和人君）

全般的にですね小学校、中学校、幼稚園、郷土館等において、電気料の高騰による光熱費の増が見込まれておりますが、これについて国の財源等が使えたのか、その辺についてご説明いただけますか。

○学校教育課長（林元義文君）

光熱水費については通常一般財源ですが、今回の補正の中で国庫は使っていないというところでは。

○委員（松枝正浩君）

学校教育課の方にお尋ねをいたします。課長の口述の4ページあります、これ小学校費と中学校費の中で、環境ネットの環境整備をするということで、ネットワークアセスメントを実施をいただいております。そういう中で、今口述にありました、実施交通の変更ですね、こういったことが調査をされる中で分かったわけですが、実際としてこの実施を減額なので実施をしていないというふうにとらえてはおります。当初と実態がどのような状況であったのか、そしてまた、今後これに基づいて工事等も行われる、令和7年度予算になりますけれども今回この部分で問いませんが、なったときにですね、完全にその調査を踏まえた上での後の措置にしっかりとつながっていくのかどうかですね、これがこの調査の効果ですね。というのが、この減額をすることであるのかどうか、そこをお示しいただけますか。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

お答えいたします。まず、実施校が変更になった減少したという理由ですが、このネットワークアセスメント実施促進事業に関しましては、9月の補正でご提案いたしまして、議決頂いた事業でございます。当時、小学校19校、中学校9校ということで予定をしておりましたけれども、その後、学校に聞き取り調査というか、かけたり、あと職員が実際、対象の学校に行って速度をはかったりということを作業をいたしまして、その結果、全部はしなくていいだろうということで、小学校14校、それから中学校は7校と、いう実績になっております。先日、2月の末に、ネットワ

ークアセスの結果が出て、完成検査をしたところで、大体の学校はおおむね良好という結果が出てます。ただ一部の学校におきましては、やや問題がある、大きな問題がある問題がございましたが、回線を引き換えたりとか、学校のアクセスポイントを移設したりとか、そういう対応で可能ではないかという調査結果が出てますので、そこら辺も踏まえて、実施しなかった学校もですね、総体的に見ながら、来年度、ネットワーク環境整備をしてまいる計画でございます。以上です。

○委員（松枝正浩君）

せっかくこの調査をですね、費用が予算化されてですね環境がどこの学校にいてもですね、同じような環境で学べるという、子供たちがしっかりとですね、このネットを使ってですね、学習できる環境というのは非常に大切だというふうに思いますので、調査は調査で聞き取りもされながらしていると思うんですけどもしっかりと精査をもう1回ですねこの調査に関する精査をしていただきまして、不具合がですね、来年度工事につなげる中でもそうですね不具合が起こらないような形でですね、完全に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

ありがとうございます。しっかりこの検査結果を踏まえまして、各学校を効果的に運用できるように、また、連携を密に図っていきたくと思います。現時点におきましては、全国的な運用と比較しまして、本市の小学校、中学校とも、毎授業でICT等を有効に活用されている、そして、心の健康アプリ等の活用で子供たちに寄り添った相談体制と活用ができていているという数値的なデータも出ておりますので、より、本市の特性を生かしたICT運用に努めてまいりたいと思います。

○委員（松枝正浩君）

しっかりと、ことがなされているということは十分に承知をしているわけです。前回の所管事務においても、部長のほうからも、これをしっかり使っていくんだというようなこともありましたので、この辺を踏まえた上でまずぜひですね、しっかりとした対応をですね、お願いをしたいというふうに思います。それでは、学校給食課にお尋ねをいたします。ポンチ絵にありますこの地方創生の臨時交付金を1,830万円活用がなされまして、残りの部分につきましては、この学校給食費、5億9,480万2,000円ですね、出されております。それ以外の財源でいきますと、きばいやんせ基金を繰入れて5,400万円で一般財源となっておりますけれども、この5,400万円の根拠ですね。この残りの部分で5,400万円を充てる考え方っていうのが、どのような考え方に基づいてこの基金の繰入れが5,400万円となっているのか、お示し頂けますか。

○学校給食経理グループ長（和田清仁君）

きばいやんせ基金繰入金の5,400万円についての内訳なんですけれども、米飯加工賃を4,300万円。これが11月末の実績の見込みで計算してます。それプラス、食材費の高騰分の追加分ということで、1,100万円を計算しまして、合計で5,400万円ということになっております。

○委員（松枝正浩君）

すいません、質問の仕方が悪くてでしたけれども、積み上げに行っていて出されているということで、ある程度の残に応じてのこのぐらいのパーセンテージですか、基金として入れているというふうな認識だったので、お聞きをしたとこだったんですけど、しっかりと積み上げをして基金からこれぐらい入れていきましようという考え方に基づいての5400万ということ認識でよろしいでしょうか。

○学校給食課長（西溜和幸君）

私も霧島市では、昨年度、令和5度から学校給食費公会計化をスタートいたしましたけれども、まずこの前提といたしまして、給食費を統一することに加えまして、米飯加工賃については市が負担をするということで、議論がなされて、そういう結果で予算組みをしてるところでございます、当初予算におきまして、本来、食材費というものにつきましては、保護者負担が原則ということで、給食費以外の部分、食材費から給食費を除いた部分、当初4,620万円、米飯加工賃を当初予算で組

んでおりました。この二つからなされて、食材費が形成されているところでございます。ただ、今回の補正において、実績の見込みから見ましたときに、米飯加工賃につきましては、先ほどグループ長が申し上げたとおり、4,300 万円程度の実績見込みであろうということでございましたので、その部分については変わりなく、ふるさときばいやんせ基金を活用いたしますけれども、今回の物価高騰に伴って、主に1,830 万円、国の重点地方創生交付金を活用いたしますけれども、これにつきましては、児童生徒の保護者が負担する給食費、食材費に関して、国の交付金を活用するというところで、1,830 万円で、実際にはまだそれ以上に物価高騰がございましたので、その部分残りの部分につきましては、1,100 万円はふるさときばいやんせ基金から活用しているということでございます。

○委員（松枝正浩君）

財源の内訳なんで、当然財政含めてですね協議をなさるとは思うんですが、子供たちのことでありますので、きばいやんせ基金から一般財源を使わずともですね繰入れてもよかったのかなと思うところでお聞きをしたところでしたそれから、学校教育課にもう1点だけ質問ではございませんけれども、この法律の中でありました学校遊具施設点検修繕事業の中で、富隈小学校の体育の山の撤去工事ということで補正で予算措置がなされたわけですが、残額になっているというところでもあります。工事費のお金ではあるんですがまだまだ、恐らく学校の現場においては修繕をしていくか所というのものではないかというふうに思っているところです。例えば工事費から修繕料にですね、流用をしていくという方法もですね、また一つあるのかなと思っているところで、ついた予算の中で、そのまま、執行が終わったから、落とすのではなくて、そういう工夫もですね、今後、少し考えとして補正の時期もですね当然あられるのでですね、難しいところで今回あったのかなというふうに理解はしますけれども、今後、ついているものについて、そういう手法というのも一つあるのでですね、そういった形で執行をしていって、児童生徒の安心安全の部分にですね使っていただきたいなというふうに思います。これはもう、求めておきたいと思います。以上です。

○委員（前島広紀君）

教育総務課に2点ほどお伺いいたします。まず口述の2ページの真ん中あたり、説明資料では17ページなんですけれども、ここで、教職員住宅維持管理事業で、住宅解体、事業委託の入札残でありますけど、ここで解体された教職員住宅というのはまずどこでしょうか。

○教育総務課教育総務グループ長（川床智文君）

高千穂小学校教頭住宅であります。

○委員（前島広紀君）

それは分かりました。次に、奨学金貸付け事業において、日本学生支援機構の給付型奨学金の併給や、休学等による、対応額の変更ということなんですけれども、ここでちょっとお伺いしたいのは、霧島市の奨学金貸付け制度はとていい制度があると思うんですね。5年で半額、10年で全額返還しなくていいというような有利な貸付け事業だと思うんですけれども、ここでは、日本学生支援機構の給付型奨学金の併給はできないんですかね。

○教育総務課主幹（山内太君）

お答えいたします。日本学生支援機構が寄附している奨学金と、一部、併用可能でございます。対応型ではなくてあくまで給付型ということで、高等教育の修学支援新制度という制度がございまして、こちら授業料免除と奨学給付型奨学金の給付がセットになっているものなんですけれども、こちらに関しましては、霧島市の対応型奨学金との併用は可能です。ただ、旧型あるいは授業料免除の金額によって減額をさせていただくことにはなりますけれども、併給は可能ということになっております。

○委員（前島広紀君）

そういうことが要因で、大きな金額なんですよね。1,454 万 9,000 円の減額ということはこれか

なり大きな金額だろうと思うんですけども、そうしますと併用は可能なんだけれども、こんだけ減額になったというのは、併用の件数、あるいは休学等による受給額等の件数、その辺りは具体的に分かりますか。

○教育総務課主幹（山内太君）

お答えいたします。平成6年度中の、奨学金の貸与金額の変更に係る事由といたしまして、ごめんなさい。令和です。失礼いたしました。令和6年度における、霧島市奨学金の貸与金額の変更に係る事由といたしましては、辞退が2件、休学が1件、退学が1件、給付型奨学金の受給、区分変更あるいは停止によるものが、合わせて6件、自宅から自宅外、あるいは自宅外から自宅といった通学区分の変更によるものが2件、そして授業料免除の決定による減額が1件というふうになっております。合計13件となっております。

○委員（前島広紀君）

13件の要因で1,400万も減額になったわけですか。それとも、申込みも少なかったということですか。

○教育総務課主幹（山内太君）

お答えいたします。当初予算の金額との変更、差が1,400万見込みであったわけですけども、そもそも奨学金を申請されて決定がされるわけですけども、それはご承知のとおり本市は予約奨学生制度というのをとっておりまして、実際、借りる年度の1年度前に決定をするということになっております。大体決定が1月末ぐらいにするんですけども、4月始まるまでの間に進路が決定をいたしまして、それで実際、奨学金が不要になったであるとか、あるいは大学に進むつもりだったか専門学校に進むことになったりとか、そういった事由もありまして、それも含めまして1,400万円余りの減額の見込みであるというふうにご理解頂ければと思います。

○委員（前川原正人君）

先ほどの松枝委員のほうからもあったんですけど、このポンチ絵のほうであります、学校給食食材費高騰対策支援事業ということで、物価高騰対策重点支援の地方創生臨時交付金を使うということなんですけど、これは、予算書で言ったら、この歳入はどこでできますか。

○学校給食課長（西溜和幸君）

予算説明書の35ページから36ページに、1、項1、総務費国庫補助金の中に、目1ですね、総務費国庫補助金の中に、5物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として、これも霧島市全てが含まれておりますので、この中で、学校給食費についても活用させていただいているところでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、確かによい制度というか、こういう活用ができるというのはいいんですけど、逆に言えば、光熱水費等もですね、同じように上がってるわけですね。そういう活用というのはできないのか、そういう議論はなかったんでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

この地方創生臨時交付金につきましては、霧島市全体でこの交付金の活用をどのようにすべきかということ、企画政策課、財政課を中心に、全体調整を行った結果、給食費にこれだけ充てましようということになったというところでございます。

○委員（前川原正人君）

ですから、庁議の中で、企画部とか各所管課、所管部で協議をして、この応分を使えましようねということなんですけど、例えば技術的な問題として、先ほども申し上げましたとおり、いわゆる、学校に対する経費というのが上がってるわけですね。光熱水費が上がったりとか、だからそれを全部が全部ということにはならないでしょうけれど、例えばその有利な活用ができるのであれば、こ

の物価高騰という対策の臨時交付金を充当をして、少しでも、一般会計を少しでも軽くするなり、父母負担にも影響していくわけですので、そういう、技術的な問題として議論はなかったんでしょうか。財政課が、采配を振りますので、言いにくかったり、敷居があったり、また上がるのも勇気が必要だったりするとは思うんですけど、そういう議論というのはやはり必要ではないのかなということでお聴きをしているんですがそういう議論はなかったんでしょうか。

○教育部長（上小園拓也君）

この地方創生臨時交付金の活用に当たりましては、全体、各全ての部課部局にですね、この臨時交付金を活用して市民生活を少しでも、負担軽減をというようなことでですね、それぞれ各部局で事業を提出したところでございます。そうしますと積み上げをしていきますと、当然、国から入ってくる交付金の額をオーバーするわけですから、その中で、何に重点的に支援をしていまいしょうかということですね、協議がなされ、結果として先ほど申し上げましたとおり、給食については1830万円ということで、ほかにもですね多くの事業を展開している部分でございます。ちょっと今手元にその辺私のほうでは持っておりませんのでお答えできませんけれども、全体の協議は行って、結果としてこういうことになったということをご理解頂ければと思います。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね繰越明許費のほう明繰のほうで、小学校費、中学校費、施設整備事業が、事業名は変更はないですけど、この限度額を若干、若干といっても、合計で6億6,369万2,000円ほど変更になってるわけですね。これは逆に言えば物価高騰だったりとか、資材機材が高騰をしたということも手伝っているとは思うんですけど、やはりこれだけの小学校費で言えば、3億7,486万1,000円。中学校費は2億8,883万1,000円が明繰ということで、次年度に送られて、事業をやっていくという、こういう推移になっていくんだろう。計画があるんだ、あるということで理解をするわけですけど。これだけの金額が膨れ上がるというのは、要因というのは、ほぼ大体分かりますけど、大きなやっぱり要因っていうのは物価高騰だったり、資材機材だったりの高騰というのも、往々にして、そういう部分が大きいという理解でよろしいんですか。

○教育総務課主幹（迫則男君）

今回その内容といたしましては、国分北小学校と中学校の長寿命化改良工事の国の補正を受けまして、その分を今回、市のほうでも、補正で計上いたしているところです。その分の工事費につきましても、今回増えた要因になっております。

○委員（前川原正人君）

ですから、工事を否定をしてるわけじゃないですよ。やっぱり悪いものについては、改善していかなくちゃいかんし、それはもう当然のことなんですけど、やはり物価高騰とか資材機材高騰等も一つやっぱり手伝っているという理解でいいんですよということですね。

○学校教育課長（林元義文君）

議員おっしゃるとおり物価高騰により工事費も当然上がっているところではありますが、国の補助なども増額してますので、今回のそういった影響もございすけれども1番は、補正、3月補正をして繰越しをするということです。

○委員（野村和人君）

まずは、学校給食課のほうに確認をさせてください。先ほどの課長答弁の中で、ふるさと基金の5,400万のうちの米飯加工と物価分、物価高騰分1,100万という話がございました。それから国の交付金の1,830万がありましたので、物価高騰分として実質上1,100プラス1,830万ということでよろしかったですか。

○学校給食課長（西溜和幸君）

細かな計算になってきますけれども、今回、我々学校給食課といたしましては、食材費につきま

しては6億7,100万というのは当初予算で計上させていただいた額、ここに変わりはございません。ただ、今のところの現時点での見込額といたしまして、食材費が6億6,000万程度と、から6億7,000万まだ2月分3月分の支払いが終わっておりませんので、ここは流動的ですので、最低でも6億6,000万円は必要であろうと。そういったときに、当初予算で見えておりました学校給食費、先ほども申し上げましたけど、6億2,480万円と、全ての子供たちが喫食をするということで見込んでおりましたけれども、中にやはり、欠食の子がいたり、私立の中学校に行ったり養護学校に行ったりというような形で、喫食者数が減ったことで、給食費の調定額の今の現時点での見込みが5億9,400万程度。それから先ほど申し上げた米飯加工賃が4,300万程度ということで、現時点におきます物価高騰によって不足する食材費といたしましては、2,200万から2,300万程度でございます。ただ、このうち、先ほど申し上げたとおり、児童生徒の保護者の負担する分について、1,830万円が国の交付金ということで、残りの部分が、全て、物価高騰分ということではなくて、1,100万。先ほど、ふるさとときばいやんせ基金1,100万円を追加しておりますけれども、この中には、物価高騰分以外の持ち出し分も含まれております。

○委員（野村和人君）

現段階、まだ3月入ったばかりですから、そこら辺の決算ができてないですけども、その国の交付金と物価高騰、ふるさと基金よりの重点を予算枠として、見込んだということの理解でよろしかったかなというふうに思いますが、そこについて確認をさせてください。

○学校給食課長（西溜和幸君）

申し訳ございません。もう一度お願いいたします。

○委員（野村和人君）

現段階で2,200万か2,300万ほど食材費が高騰しているというふうには見込んでいるところですが、国の交付金の1830万と、ふるさと基金からの1,100万を予算枠として見込んだということによろしかったですか。

○学校給食課長（西溜和幸君）

ただいま委員がおっしゃるとおりでございます。

○委員（野村和人君）

すいません続けて21ページの国分地区小中学校給食単独調理場運営事業について、人件費増と見込んで1,198万2,000円というふうになっております。こちらについての理由と、どのようにして把握したのか、ご説明頂きたいと思えます。

○学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

補正の理由としては給与改定に伴う賃金増がもう主なものでございます。その積算根拠といたしましては、現時点の決算見込みから、計算いたしまして、この額を計上しております。以上です。

○委員（野村和人君）

給与改定ということですけども、このほかに調理上はセンター等があると思いますが、センター等については大丈夫だったのか確認させてください。

○学校給食管理グループ長（塩川辰史君）

議員おっしゃるとおり給食調理場には単独調理場とセンターがありますが、センターのほうも当然不足をしていましたが、流用等により対応して、補正とまではいかずにすんだところでございます。以上です。

○委員（前川原正人君）

A L Tの関係ですけど、学校教育課のほうで予算計上を減額をされているわけですけども、A L Tの外国青年招致事業ということで、入替えをされた。それに対する旅費の実績による減額になっているという説明頂いたわけですけど、どこの国の方がいらっしゃって、入替えがどう

だ、どこの方がこられたのか。それは何名、1名なのかなと思いますけど。それで分かりませんのでお聞きしたいと思います。

○学校教育課長（山口良二君）

A L Tの先生方の入替えてございますが、2名、昨年度は入替えがございます。イギリスにお戻りになられて、トリニダード・トバゴからいらっしゃった先生、それとアメリカにお戻りになられて、オーストラリアからいらっしゃった先生、それで入替えがございました。

○委員（藤田直仁君）

口述書の中の6ページ、中央高校のことなんですけれども、入寮者の実績見込みが減ったということで、80万の減になってるんですが、この、そもそもの、今の実績というんですか。何名に補助をしてるんだっていう部分と、見込みとの乖離はどれぐらいあったのかちょっと教えていただけませんか。

○国分中央高等学校事務長（脇伸宏君）

入寮者についてはですね、当初23名を見込んでいたんですけれども、実際入ってきた人数は16人になりましたので、そこらで21万円ほど減になっております。あと、月額5,000円ほど、家賃の補助を出しているんですけれども、家賃の補助が当然人数が66名最初見込んでたんですけれども、実際入ってきたのは48名でスタートしていますので、その分で減額になっております。最初の分について、23名の分については、入寮当初3万円の補助を出すんですけれども、7名ほど不足があったということで、21万減になっているという計算になります。以上です。

○委員（藤田直仁君）

さっき、今年の入学の数もちょっとパーセンテージが下がってるというのも含めると、いろんな意味で、いろんな待遇がいいというのが入学する者にとってはやっぱり大事なことのかなというふうに感じるんですが、要は、こういう入寮に対しての補助があるとかというのはどう今現状、情報を提供してるんでしょうか。

○国分中央高等学校事務長（脇伸宏君）

入寮者についてなんですけれども、当然スポーツ健康課が主になってきますので、先生方が勧誘に行かれるとき等もあるんですけれども、そういう中で説明したり、場合によっては入寮、合格者集合のときに、当然入寮者についての説明等されるので、そのときに、前段よりはもう後段のほうで、当然予算の関係もあるので、後段のほうでの説明のほうが大きくなると思います。

○委員（藤田直仁君）

何を言いたいかというと、それって全部入学してからの後の対処ですよ。だから、例えば事前にホームページ上にもそういうこういう優遇措置があるんですよっていうのをやっぱり宣伝の一つになるんじゃないかと言いたかったんです。もしそういうのが、ちょっとホームページに載ってたら失礼なんですけど、そういう案内がないのであれば、やはりそういうのも、中央高校を決める一つのきっかけになるとは言いませんけれどもそこまで大きなことは、ただ、いろんな情報を父兄の方も含めて探すと思うんで、そういうのがもししてないのであればそういう対応もしていただければいいんじゃないかなという思いでご質問しました。

○委員（野村和人君）

学校遊具施設点検修繕事業、説明書の21ページですかね、こちらのほうにございます。683万9,000円ということですが、今、口述によると富隈小の体育の山撤去というお話ですが、そのほかにもあったのか、含めてご説明頂きたいと思います。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

お答えします。今回の工事請負費の減額ですが、これにつきましては、6月補正で富隈の山富隈小学校の体育の山撤去工事という一つの工事として計上しております。なので、ほかの工事には入

っておりません。

○委員（野村和人君）

入札情報によると、公表価格から 47 万程度なのかなと思いますが、こんなに下がったのかなというところをご説明頂きたいと思います。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

お答えします。当初、富隈小学校の体育の山のつくりが廃棄タイヤで積み上げたつくりになっておりまして、それを撤去するとなった場合に、体育のすいませんタイヤの廃棄というのが産業廃棄物になるということで、最初かなりの量が含まれているのではないかとということで、試算をしまして、ただところはやはり、産業廃棄物ということでかなりの金額になりまして当初はそれぐらいを見込んでおりましたが、実際工事になったときに、想定よりも、タイヤが少なかったというのが現状で、こういう、減額が大きくなったところです。

○委員（野村和人君）

となれば、この工事請負の中にはタイヤの処分費は含まれていなかったということよろしかったですか。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

タイヤの処分費も含まれております。タイヤの量が当初の予定よりも少なかったということになります。

○委員（野村和人君）

それでは変更契約なりをされて、減額になったということでよろしいですか。

○学校教育課主幹（住吉一郎君）

はい。そうです。

○委員（前川原正人君）

社会教育課のほうにお尋ねしたいと思うんですが、この 1 番最後の部分で、文化財保護費は指定寄附によって充当しますよということなんですけれど、これは文化財に使っていただきたいという指定があって、どのような支出になっていくのかお示し頂けますか。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

お答えいたします。こちらがですね、企業版ふるさと納税のほうで 300 万円のありまして、こちらが寄附対象事業のうちに、訪れたいまちづくり推進事業という中の文化財の保存、継承と活用という分野に使ってほしいということで、こちらのほうを頂いたところでございます。こちらのほうを文化財整備事業と文化財保護啓発事業のほうに割り振って、組替えをさせていただいたところでございます。

○委員（前川原正人君）

今回の歳出部分については出てきているんですか。財源組替えですので、もう既に予算計上を歳出として、その分が組替えられていくわけですけど、今までの、私もちょっと 1 年ぐらい議会になかったもんですからすいませんブランクがあるもんですから、申し訳ないですけど説明頂ければと思います。

○社会教育課主幹（堀之内清子君）

当初予算のほうで計上されていた事業のほうに組み替えるわけですけども。

○教育部長（上小園拓也君）

お手持ちのですね、補正予算書の 129 ページを御覧頂ければと思います。こちらのほうに、項 7、失礼しました。項 6 社会教育費の 7 に文化財保護費がございます。そちらのほうずっと右にいきますと、一般財源に 300 万、三角がついておりまして、その分が、その他になっております。右側のほうに財源組替えというふうに記載しているところでございます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

「なし」と言う声あり

ないようですので、これで教育部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 1 1 時 4 0 分」

「再 開 午前 1 1 時 4 3 分」

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）の建設部所管の予算の概要について、ご説明いたします。建設部関係の補正予算の主なものは、それぞれの課が所管する各種事務事業の歳出予算の決算見込に伴う増額及び減額の補正です。これらのことから、補正予算書 4 ページにありますように、土木費の歳出総額を、補正前の額 58 億 7,222 万円から 7 億 2,919 万 4,000 円を減額し、補正後の額を 51 億 4,302 万 6,000 円とするものです。なお、歳入につきましては、事業費確定等に伴う特定財源の補正を行うものです。このほか、予算書 6 ページ第 2 表繰越明許費補正及び予算書 8 ページ第 4 表地方債補正で必要な措置をそれぞれ講じようとするものです。以上、建設部で所管する歳出予算の概要について、説明を終わりますが、その詳細につきましては、引き続き、各課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○建設政策課長（丸山省吾君）

建設政策課に関する令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料 14 ページ、予算に関する説明書は 105、106 ページになります。（款）8 土木費（項）1 土木管理費（目）1 土木総務費 土木総務各種協議会等参画事業の 50 万 2,000 円の負担金補助及び交付金の減額は、新型コロナウイルス感染症等の影響で、各種協議会の前年度繰越金が増えたことに伴うものです。次に、補正予算説明資料 15 ページ、予算に関する説明書は 107、108 ページになります。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費（目）2 道路新設改良費 県営道路整備負担金事業の 1,600 万円の増額は、県道紫尾田牧園線ほか 3 路線の事業費確定によるものです。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金 1,600 万円を増額するものです。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料 15 ページ、予算に関する説明書は 107、108 ページになります。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費（目）1 道路橋梁維持費 地方改善施設整備事業の 511 万 3,000 円の減額、道路施設防災安全対策事業の 836 万 8,000 円の減額は、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料 17 ページ、予算に関する説明書は 113、114 ページになります。（款）8 土木費（項）5 都市計画費（目）4 公園費 都市公園管理事業の 74 万円の増額、城山公園管理事業の 10 万円の増額、丸岡公園管理事業の 838 万 7,000 円の増額は、原油価格の変動、修繕実績及びゴーカート利用料金の補填による指定管理料の増によるものです。

○土木課長（笛田純一君）

土木課に関する令和 6 年度一般会計補正予算（第 9 号）について、ご説明いたします。補正予算説明資料 15 ページ、予算に関する説明書は 107、108 ページになります。（款）8 土木費（項）2 道路橋梁費（目）2 道路新設改良費 道路新設改良事業の 5,050 万 5,000 円の減額は、新町～久保田線外 3 路線の公有財産購入費、負担金補助金及び交付金で、事業費確定によるものです。辺地対策道路整備事業の 554 万円の減額は、上之段～塚脇線外 2 路線の工事請負費、公有財産購入費、補償

補填及び賠償金で、事業費確定によるものです。(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 (目) 3 幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業の 1 億 231 万 5,000 円の減額は、検校橋～下川内線外 4 路線の委託料、公有財産購入費で、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料 15 ページ、予算に関する説明書は 109、110 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 3 河川費 (目) 1 河川管理費 県施行河川関係負担金事業の 850 万円の増額は、県単砂防施設整備事業及び急傾斜地崩壊対策事業の事業費確定によるものです。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金 850 万円を増額するものです。県単急傾斜地崩壊対策事業の 2,350 万円の減額、総合治水対策事業の 346 万 5,000 円の減額は、事業費確定によるものです。次に、補正予算説明資料 16 ページ、予算に関する説明書は 111、112 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 (目) 1 港湾管理費 県施行港湾関係負担金事業の 100 万円の減額は、県単港湾整備事業の事業費確定によるものです。次に、予算書 6 ページになります。第 2 表 繰越明許費補正変更 (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 幹線市道整備事業の 1 億 6,883 万 9,000 円の追加は、川跡～有下線、馬立～北原線、(仮称) 霧島スマートインターチェンジ関係の道路整備に係る費用で、関係機関等との調整に不測の日数を要したため、繰越しようとするものです。

○建築住宅課長 (侍園賢二君)

建築住宅課に関する令和 6 年度一般会計補正予算 (第 9 号) について、ご説明いたします。補正予算説明資料 17 ページ、予算に関する説明書は 115、116 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 (目) 1 住宅管理費 老朽住宅除去事業の 1,629 万 6,000 円の減額は、工事請負費で、事業費確定によるものです。

○建築指導課長 (山田拓也君)

建築指導課に関する令和 6 年度一般会計補正予算 (第 9 号) について、ご説明いたします。補正予算説明資料 14 ページ、予算に関する説明書は 105、106 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (目) 2 建築指導費 建築物耐震改修促進事業の 2 万 4,000 円の減額、民間建築物アスベスト等対策事業の 25 万円の減額、建築確認審査・検査事務事業の 23 万 3,000 円の減額及び空家等対策事業の 214 万 3,000 円の減額は、事業費確定によるものです。

○都市計画課長 (秋窪達郎君)

都市計画課に関する令和 6 年度一般会計補正予算 (第 9 号) について、ご説明いたします。補正予算説明資料 16 ページ、予算に関する説明書は 113、114 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 1 都市計画総務費 都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業の 136 万円の減額は、計画書附図作成業務の委託料で、事業費確定によるものです。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 3 街路事業費 街路整備事業の工事請負費の 1,730 万 4,000 円の増額は、国の補正予算等に伴う日当山線の道路整備に係る費用を計上しています。委託料、公有財産購入費、補償補填及び賠償金の 1,254 万 8,000 円の減額は、日当山線及び新川北～福島線外 1 路線の事業費確定によるものです。都市再生整備計画事業の 4 億 9,505 万 5,000 円の減額は、国分中央地区及び隼人駅周辺地区の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金補助及び交付金で、事業費確定によるものです。次に、予算書 6 ページになります。第 2 表 繰越明許費補正変更 (款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 街路整備事業の 8 億 2,026 万円の追加は、日当山線及び隼人駅東西自由通路の整備に係る費用で、国の補正予算に伴う道路整備工事のため標準工期の確保が難しいことや、JR 構内工事の調整に不測の日数を要したため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長 (岩元龍己君)

区画整理課に関する令和 6 年度一般会計補正予算 (第 9 号) について、ご説明いたします。補正予算説明資料 16 ページ、予算に関する説明書 113、114 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 2 土地区画整理費 浜之市土地区画整理事業の 528 万 1,000 円の減額は、本年度

施工を予定していた道路整備について、一部区間の計画見直しにより、来年度以降の施工としたこと及び事業費確定によるものです。隼人駅東土地区画整理事業の6,494万1,000円の減額は、交付金事業の減額及び建物移転補償費の事業費確定によるものです。次に、予算書6ページになります。第2表繰越明許費補正変更(款)8土木費(項)5都市計画費 土地区画整理事業の1億2,313万9,000円の追加は、浜之市地区、隼人駅東地区の整備に係る費用で、国の補正予算に伴う道路整備工事のため標準工期の確保が難しいことや、建物等移転に不測の日数を要したため、繰越しようとするものです。以上で、建設部の説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(久木田大和君)

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前11時57分」

「再 開 午後 0時58分」

○委員長(久木田大和君)

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(松枝正浩君)

建設政策課にお尋ねをいたします。口述にありました、県営道路整備負担金事業の1,600万円ということで、負担が増で生じているわけであります。志比田牧園線ほか3路線ということで、まず、ほかの3路線がどこであるのか、非常に、整備をしていただくということで市にとっても非常にありがたいことかなと思っております。そして、1,600万円の増額に対するこの事業費、事業費が全体で幾らでこの1,600万円の負担になっているのかというのをお示しいただけますでしょうか。

○建設政策課長(丸山省吾君)

県単道路整備事業としまして、志比田牧園線以外に大川原小村線、北永野田小浜線、崎森隼人線の4路線になっております。負担になる基本額としましては、3億1,000万円になっております。

○委員(松枝正浩君)

建設施設管理課にお尋ねをいたします。予算説明資料の17ページ、丸岡公園の管理事業について、原油価格の変動及び修繕実績並びにゴーカートの利用料金の補填による指定管理園の増ということで、委託料が838万7,000円増でありますけれども、このそれぞれの内訳ですね、幾らずつの増になっているのかというのをお示しを頂けますでしょうか。

○建設施設管理課主幹(落水田剛君)

ただいまの御質問でございますけれども、内訳といたしましては、原油価格の変動に伴う指定管理料の変更ということで増になるんですけれども30万円。それから市の工事発注、今、丸岡公園のゴーカート場の延伸工事をやっておりますので、その関係で1年間、コースのほうが使用できませんでした。この関係で補填額は739万468円となっております。あと、修繕料の増加に伴う指定管理料の変更ということで、これも増額になるんですが、69万円ということで、以上で内訳になります。

○委員(松枝正浩君)

それでは区画整理課にお尋ねをいたします。課長の口述の中で、先ほど中段になりますけれども、一部区間の計画見直しで、来年度以降の施行としたことで、事業費が確定したとありますけれども、ここの点についての説明を少し行ってもらってよろしいでしょうか。

○区画整理課長(岩元龍己君)

浜之市地区の区画道路でございますが、場所が富隈小学校とそれと富隈幼稚園の間、国道223から入っていく道がございますが、当初、この5-1号線、130m程度整備をする予定でございました。

うち、今年度実施しているのが60m程度です。今回補正で落とした部分の見直しについては、残りの70m区間につきまして、ちょうど富隈幼稚園の本当の間なんです、この70m区間なんです、現道が約5.4mほどの幅員に対して、車道が4m弱、3.9mぐらいしかないと思うんですが、そこについて、あと残りは開水路、用水路の開水路なんです、そこに蓋等をかけて、歩行者が通れるようにということ等を私ども考えておりました。そこでその必要性含み、近隣の小学校とかそこらにちょっとどのような整備ということでもちょっと話をしましたところ、小学校については、そこはもうほぼ通らず、223のほうに歩道橋がございます。それから降りてすぐ学校の敷地に上る階段がございます。そちらを使っているということで、学校としては、必要でないということではないんですが、さほど通学路では必要ない。しかしながら私どもは現場を見てみますと、踏査をしますと、よくシルバーカー等で通られる方、それと一部歩行者が通られる方等がおりますので、今後この蓋の設置にもかなりの費用が掛かるものですから、ここをどのような整備にしていけるのか、改めて、地域の声を少し聴いてみようかなと思ひまして、このいわゆるやるやらないを含めた形で、計画の見直しをするということで、次年度以降へ送ったという状況でございます。

○委員（松枝正浩君）

分かりました。地域の声も聴かれて、事業の効果が上がることをお願いをしたいというふうに思います。それから、減額の部分ですけれども、隼人駅東の土地区画整理事業で6,494万1,000円の減額ということであります。大きくは、工事請負費と補償補填及び賠償金がこの内訳でないかなというふうに思うんですが、かなりの額が減ってきているわけです。この辺が、令和6年度の事業に対する事業効果というものが実際にあるのかどうか、その辺の視点からどのようにお考えになられているのかお示しいただけますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この6,494万1,000円の、まず工事請負については、口述でも申しましたように、補助事業の交付金事業の内示額の減ということです。内示額のほうも、非常に配分率がちょっと低い状況でございます、ここの影響というのは確かにございます。都市計画道路の築造等に充てる費用でございますが、この減額分ができないとなると、それをまた次年度に持ち越さないといけないということで、早期の完成を目指しているんですが、そこに影響が出てきている。この完成に若干の時間を要することになるということでございます。それと補償補填の3,184万円につきましては、これは建物補償費のものなんです、当初、建物補償費の当初予算の積算につきましては、建物調査が終わっている分については、その額を盛り込むんですが、まだできない分については、おおよその類似したものを参考に予算化をいたします。それで実際、実施の段階で、新たな換地先へ建物を動かすという詳細な検討をいたします。それで、区画整理の場合は、曳家補償というのが原則というか基本形になっておりまして、そこと、現地のほうに建物がはまらない場合は、再築補償というような、そういう検討をいたします。結果、詳細な算定を行ったことにより、今回は、想定より安価で済んだということで、一応目的であった、我々考えている戸数は、しっかり補償の提示やら移転やらなしておりますので、さほど今年度、影響というか、そこにはつながらないと思ってます。

○委員（松枝正浩君）

非常に補助金が来るのが抑えられて、なかなかできないという実態もあるわけです。これはもう事業化全てだと思ひますけれども、また、この点については、市長からも国へ要望していただくなり、お願いをしていただきたいというふうに思います。おおむね、この現年の中では、計画していたものが進んだということではあるんですが、例えば先行して、この減額をさせずに先行していくというようなことというのは考えられなかったのかですね。いかがでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

やはり金額としては3,400万円という、当初予算で頂いたお金なのですが、何せこの交渉につい

ては、長らくのやはり交渉と相手様がいて、大体1年、2年先の案件については、事前にやはり地権者の方々に内容等を説明して、いつ頃から移転の算定をさせてくださいということ等もございます。今回は、その計画は立てているんですが、そこまで行き着かなかったということでございます。

○委員（前川原正人君）

松枝委員の質疑に関連をするんですけど、この土地区画整理事業の関係は、主に土地の買収補償だったりとかいうのもあったり、それから工事請負費の減額だったりとか、そういうのがあるわけですけど、大体整備率という点ではほぼ終わっているという理解でよろしいですか。その辺についてはどうなんでしょうか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

まず、今の質問の中で、土地の取得費みたいな御質問があったんですが、区画整理事業自体は土地の取得は基本的にはございません。補償費と工事請負となんですが、まず浜之市につきましての、これは進捗でございますが、今、すいません、事業費進捗、これは事業費ベースでいけば、約6年度決算見込みでございますが、87.7%になる見込みでございます。それと、面積ベースでいきますと、おおよそですが91%の道路、宅地整地が完成しているのではないかと考えております。それと、隼人駅東につきましては、これも同じく6年度決算見込みでございますが、事業費ベースで64.7%になる見込みでございます。また、面積ベース数は、同じく6年度末で60%程度完成をするのではないかと考えております。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、半分以上はもう大体、面整備率、それから予算ベースでの進捗率を見たときに60%以上、この浜之市については90%ということで、大体見えてきたという気がするんですが、大体の完成予定の見込みというのを、相手がいますので、完璧には100%ということにはなかなか時間かかるでしょうけれど、行政サイドの考え方として、いつぐらいをめどの計画を持っていらっしゃるんでしょうかね〔「両地区」との声あり〕。

○区画整理課長（岩元龍己君）

私どもは事業計画書というのを定めて、それに沿った形で事業を進めております。その数字等を使えば、浜之市のほうが16年度、これは換地処分後の清算期間を5年含んでおりますので、11年度に換地処分をやるという予定であります。ここについては今後、国道整備等がメインの、メインというか大きな整備等が今度スタートします。これの進捗等に大きく影響は出てくると思うんですが、今、11年度に換地処分を行うというめどを立てております。続きまして、隼人駅東につきましては、これも同じく清算期間を含み16年度と設定をしております。ここにつきましては、今後、御承知かと思いますが、この国道223号沿い、それと県道沿いの前の事業所等の店舗建物補償等がまだ残っております。それと少し懸念をしているのは、今後、単独費による、一財単独費による歳出がメインになってくる関係で、そこらを勘案いたしますと、この11年度の換地処分というのも、今後の状況を見ながら、施行年度の変更をしていく可能性があるということでございます。

○委員（前川原正人君）

ごめんなさい、後先になってしまいましたけど、説明資料の多分、先ほど松枝委員のほうから出たのかな。ちょっと聴き漏らしている部分もあったと思いますので、確認の意味でお聴きをしておきたいんですが、この15ページの説明資料の中で、幹線市道整備事業で1億231万5,000円と減額なんですけど、これはどういう背景、理由により、多額のこういうマイナス補正というふうになったのか、お示し頂ければと思います。

○建設部土木課長（笛田純一君）

この減額は、(仮称)霧島スマートインターチェンジに関するものでありまして、委託料が、4,143

万2,000円の減額理由は、R6年度から実施となった個別補助事業と社会資本整備交付金の内示額の減額等による事業費決定によるものです。また、公有財産購入費の6,088万3,000円の減額の理由は、西日本高速道路株式会社九州支社の設計業務がまだ完了しておらず、用地買収の面積も確定していないことから不用額といたしました。

○委員（前川原正人君）

そうすると、R6年の内示が金額が減ったということで、右へ倣えをせざるを得ないというような理解をできるわけです。もう一つの、6,088万3,000円、これも、いわゆる進まなかったというか、相手の都合があつてということなんでしょうけど、今後は、またこういう、何て言うんですかね、要素というか、また次の段階で、こういう事業がまた導入されるということになるんでしょうかね。どうなんでしょうか。高速道路の関係ですよ、この下のほうは。これが、もうこれでもう減額で終わるのか、また次の展開があり得るのかということです。

○建設部土木課長（笛田純一君）

今、ここの部分では減額をしましたがけれども、今後、また、設計が上がり次第、これに向けて整備の仕方について検討してまいります。

○委員（木野田誠君）

先に聴けばよかったんですけど、部長にお伺いしますけれども、補正前の額は58億、7億減額されて51億になってるわけですがけれども、今この御時世、非常に物価、資材の高騰、それから人件費の高騰という中で、こういうふうに減額されているわけですが、この辺を部長はどういうふうに捉えて評価されてますか。

○建設部長（西元 剛君）

今言われるように、資材高騰とかそういう減額というのは、なかなか事業、単年度事業は単年度で一応完結するというのが一つの原則でありますので、その中で可能な限りの、一応、工事用地交渉事業は行ってはいるんですけども、やはりその中で、さっき言われたみたいに、交付の内示の関係もございますので、ほとんどは多分事業費決定ではなくて内示率の関係と、あと工事の請負のその差額、工事決定の、一応金額ということになろうかと思っておりますので、その中でやっておりますので、なかなか工事請負の減額という話ではないのかなという気もいたします。可能な限り、当初予算で計上した金額というのは、可能な限り執行していきたいとは思っているんですけども、なかなか難しいところもございます。そこら辺も、今後に必要な予算について、また必要な事業については、可能な限り執行はしていきたいと思っております。

○委員（木野田誠君）

この件は理解しました。建築指導課のほうにお伺いしますが、耐震改修の促進事業についてですけども、今年度の件数とかはどうなっていますか。それから、もし、前年度のデータがあれば、その比較をお願いします。

○建築指導課主幹（小濱直人君）

本年度の木造耐震の改修の補助の関係です。本年度の実績としましては、耐震改修の診断、こちらが予算要求3件に対して3件実施しております。工事のほうも、まだ完結はしていませんが、予算要求2件に対して2件の実施です。昨年の補助実績につきましては、工事が1件という形で、昨年と同じく診断を3件、工事を2件要望しておりましたが、昨年度は工事だけで本年度につきましては、要望件数を全て実施できたという状態です。

○委員（木野田誠君）

去年の3件の診断の要望に対して、工事が1件というのは、要するに、市民の都合なのか、あるいは予算の都合なのか、その辺をすいません。

○建設部建築指導課長（山田拓也君）

昨年度、耐震診断の予算3件に対して0件だったのは、お客さんの都合というか、申込みがなかったということです。実際、今まで申込みというのは、もう少なかったんですけども、去年の能登半島地震以降、問合せが増えて、またどんどん増えてますので、来年度以降も、この事業のほうを推進していきたいと思っています。

○委員（野村和人君）

建築住宅課のほうにお伺いします。老朽住宅除去事業について、減額となったわけですが、こちらについては、予定されていた箇所については除去できたのかどうかの確認をお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当初予算では、6棟29戸を解体する予定でしたが、交付金の減額などにより、結果としましては、5棟24戸を解体しました。1棟5戸が解体できなかったというところです。

○委員（松枝正浩君）

都市計画課のほうにお尋ねをいたします。先ほど部長からもありましたように、国からの内示額がつかずに、事業ができていないというところもあるというふうな答弁もありましたけれども、この資料の113、114の中の都市再生整備事業の4億9,505万5,000円ですね。この額についても減額がなされているわけですが、状況が、おっしゃられたようなその内示による減なのか、またそれ以外の要件で落とされているのかお示しを頂けますでしょうか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

この都市再生整備計画事業も国の内示が低かったことによるもので、その差額分は、令和7年度予算で計上したいと考えているところです。

○委員（松枝正浩君）

かなりの額が、国もお金がないんでしょうけど、当初計画していたものが変更をせざるを得ないというところがありますので、先ほど申しましたように、市長から要望をぜひ行っていただくようなところ、どこの自治体もでしょうけど、特に強く、やはり進める意味では要望していくということが大切じゃないかなというふうに思っております。建築指導課のほうにお尋ねをいたします。空家等対策事業で214万3,000円の減ということでなっておりますけれども、これが危険廃屋解体撤去工事補助ということであるわけでありまして、この辺の減額になった理由ですね、理由と、あと、当初に対して実績がどのようであったのかですね、そこも含めてお示しいただけますか。

○建設部建築指導課長（山田拓也君）

今、御質問がありました、危険廃屋解体撤去工事補助事業なんですけれども、これについても国の交付金事業を使っているとして、国の内示率が悪いために、ここだけしか執行できなかったということになります。

○建築指導課主幹（中澤クミ子君）

実績の件数につきましては、全部で21件になります。当初の予算では27件を予定しておりました。

○委員（前川原正人君）

先ほど野村委員のほうから出ました、この住宅の除去事業ですけど、6棟を予定していたのが5棟しかできなかったということですけど、理由は事業確定ということなんですけど、減らさざるを得なかった理由、いろんな都合があるでしょうけど、業者さんの都合だったり、敷地的な問題だったり、様々な都合が重なりあってそういうような、当初の計画から少なくなったということは理解をするんですが、その内容的な部分についてはどうだったんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど申し上げましたように、交付金の内示額が少なかったことによって、住宅使用料を、その分充当しないとできなかったというのが一つあります。もう一つは、以前、明渡し訴訟で、外の増

建築物を撤去したいという訴訟を起こすという話は、議決を得てやっているんですけども、それが一審の判決が出まして、解体できる見込みでいたんですけども、相手方のほうから控訴がありました。そのあと控訴を取下げたりはしたんですが、まだ強制執行までできていない状況というところもありまして、今回、解体を行っていないというところもあります。

○委員（前川原正人君）

私も場所は知ってるんです。この前見ました。そのままでした。しかし、その隣はすぐもう解体が進んでるわけですね。だから、控訴をされて取下げられてというのも、相手がやることですので、とやかく言える部分ではないんですけど、最終的な目標というのは解体撤去というのが目標になるんでしょうけれど、大体の何ていうんでしょうね。これも相手がいますので何とも言えないんですけど、行政としては解体をしていく。それで更地にしていくというのが目標でしょうけど、何ていうんでしょう、計画的な部分という点では、やはり長い目で見ていかなければいかんのかなという気もするんですけど、めど的にはどれぐらいを。早いほうがいいんでしょうけど、どのようにお考えなのかお聴きをしておきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今度、当初予算の予算委員会もあるんですが、そのときにも説明をするつもりですが、また、今年度、今また強制執行の手続を行っておりますので、こちらの希望としては来年度の早い時期に、強制執行ができるのかなと思っておりますので、来年度には壊したいという、一応計画ではあります。

○委員（木野田誠君）

公共施設を壊すときに、国の補助が45%ぐらいでしたかね、出るというのは、制度があるというのを聴いてるんですけども、この正式な名前はちょっと今、思い出せないで誰かフォローしてくれたらありがたいんですけども、こういう制度を、あるのであれば、利用したほうがいいと、もちろん思うんですけども、今までされたことはあるのか。今後そういう使うような計画を持ってるっしゃるのか。もし分かったら、ここでいいかどうか分かりませんが、課長がちょうどいらっしやいましたので、はいお願いします。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今年度の解体については、国の補助を使って解体しております。ただ、委員が言われる補助と一緒にどうかちょっと分からないんですけど、社会資本整備交付金で、一応うちの解体についてはやっておりますので、今後も、全てができるというわけではないんですけども、可能な限りそういう補助金を使って、公営住宅等は壊していきたいと考えております。ちょっとほかの建物については、ちょっとどういう交付金があるかというのはちょっと今、私は把握していないところではあります。

○委員長（久木田大和君）

休憩をします。

「休 憩 午後 1時30分」

「再 開 午後 1時31分」

○委員長（久木田大和君）

再開します。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

その補助についても少し勉強しないといけないんですけども、一応、公営住宅について、今集約化ということではなくて、壊していますので、そういういろんな施設を集約した場合に適合される交付金なのかなとは思っていますが、ちょっと今、私はそこまで把握はできていませんが、一応、

公営住宅は集約はしていないので、国交省の交付金を使ったほうが有利なのかなと考えております。

○委員（有村隆志君）

関連ですけれども、先ほど教育委員会でも、教員住宅を壊したということで載っていたんですけども、そこも含めて、1回庁内で、そういったものにどういう予算があるのかということで精査していただければと思います。

○委員（松枝正浩君）

確認をさせてください。土木課の繰越明許費の補正になりますけれども、理由が関係機関等々の調整ということで、不測の日数を要したということで協議に時間がかかったということで理解をしているところでありますけれども、この霧島スマートインターチェンジについては、相手方が想定ができるわけでありまして、この川跡～有下線、馬立～北原線についての関係機関というのがどこなのか。それとも用地交渉でよくある、この相手方との交渉に時間がかかっているということも想定ができるわけですが、この辺の状況がどのような状況なのかお示し頂けますか。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

川跡～有下線についてお答えいたします。川跡～有下線公有財産購入費と補償補填及び賠償金、公有財産購入費が4筆、補償補填及び賠償金が2社、繰越しとして上げております。

○委員（松枝正浩君）

細かくすいません、ありがとうございます。繰越しの理由が、関係機関があれば、どこを関係機関としているのか。もしそうでなければ、例えば、交渉の相手方であれば、交渉の相手方というようなことで、そこだけお答えいただければ。失礼しました。

○土木課主幹兼道路整備第2グループ長（徳重和博君）

交渉の相手方が、個人が2名、補償の相手方が会社が2社であります。店舗を管理している、管理事業者との調整に不測の日数を要しました。

○委員（松枝正浩君）

あんまり細かいところまで、お聴きするようなことではなかった。すいません。失礼しました。言葉がですね。では、馬立～北原線については、これは交渉相手なのか、また、この関係機関と言われるところがあるとすれば、どこを対象として日数がかかっているのかお示しいただけますか。

○土木課道路整備第1グループ長（臼井健二君）

馬立～北原線の繰越しにつきましては、個人の方の用地と補償の移転時期の関係で繰越しを設定いたしております。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時35分」

「再 開 午後 1時38分」

○委員長（久木田大和君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。建設部より発言の申出がありましたのでこれを許可します。

○建設部長（西元 剛君）

すいません。先ほど答弁の中に、個別の事業者名で答弁した経緯がございますけれども、正しくは店舗を管理している、そういう管理事業者との調整に不測の日数を要したということでございますので、訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○委員長（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第25号霧島市温泉供給特別会計補正予算（第1号）の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（西元 剛君）

議案第25号令和6年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。今回の補正予算につきましては、決算見込みにより、歳入歳出それぞれ523万7,000円を減額し、補正後の総額を7,418万8,000円とするものです。歳入では、加入金、繰越金を追加計上し、基金繰入金、市債などを減額するものです。歳出では、総務管理費の一般管理費で、温泉供給事業基金積立金を追加計上し、温泉施設費で、光熱水費、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金を減額するものです。また、公債費の元金及び利子を減額するものです。以上、概要について、説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（山下 晃君）

補正予算説明資料と予算に関する説明書は19、20ページになります。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）1一般管理費 一般管理費の積立金については、温泉供給事業基金への積立金924万円を増額、基金利子を2万1,000円減額しようとするものです。（款）1総務費（項）1総務管理費（目）2温泉施設費 温泉施設費については、光熱水費200万円、委託料195万1,000円、工事請負費930万円、補償補填及び賠償金95万3,000円を決算見込みにより減額するものです。次に、補正予算説明資料と予算に関する説明書は21、22ページになります。（款）2公債費（項）1公債費（目）1元金（目）2利子 元金及び利子については、事業費確定による借入れの減により、元金18万円、利子7万2,000円をそれぞれ減額するものです。以上で説明を終わります。

○委員長（久木田大和君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

今それぞれ口述のほうで説明を頂きましたけれど、温泉供給特別会計補正予算（第1号）の4ページになります。予算書の。今回、地方債の補正ということで、温泉施設事業の地方債のほうを廃止にするということなんですけど、これはどのような理由によるものなんですか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

4ページのこの930万円になった部分については、入札により、事業費が下がりましたので、借入れが930万円になりました。それで最初1,070万円の借入れを見込んでいたんですけど、事業費の実績で890万円に減少したためです。

○委員（前川原正人君）

ここは廃止ということを書いてありますので、第2表、廃止、だから、これが廃止になればですよ、こういった理由なのかですね。

○市民生活課主幹（貴島俊一君）

すいません。4ページはちょっと前年度の地方債の関係でした。今年度の廃止の関係ですね。すいません。廃止ではなくて、今年度は、さっきの補正の説明資料に書いてありますけど、930万円の減の部分の理由として、ほかの工事との調整により実施を見送ったことによる減ということで、これにつきましては、土木課の市道整備の事業で、掘削されたところに水道管とか温泉管を入れるということでしていただんですけど、ちょっとそちらの工事の進捗がそこまで間に合わなかったので、今回見送って、令和7年度の当初予算に計上しているところです。すいませんでした。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、この基金の関係ですけど、先ほど説明資料で、予算書の説明資料の一番最後のペー

ジになりますが、この中で、温泉供給事業基金を 924 万円ということで、予算計上はしてあるわけですが、この温泉供給事業基金の年度末の残額は、大体幾ら程度になっているのかお示し頂けますか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

令和 6 年 5 月末時点の出納閉鎖期間時の、基金の残高が 1 億 4,988 万 415 円です。それで今回、基金の取崩しがありますので、現在の金額はその金額で。あと今年度末積立ての見込みが 929 万 386 円は最終的に見込んでますので、令和 7 年 5 月末では 1 億 5,917 万 801 円程度になる見込みです。

○委員（松枝正浩君）

一つだけお尋ねをいたします。この説明資料の中で、温泉施設事業の需用費、光熱水費がマイナス 200 万円というふうになっているんですけども、今、これまでの各課の審査をする中では上がっている関係で増といったところも出てきているんですけども、この辺の減になった要因ですね、どのようなものであったのかお示し頂けますか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

電気料はあまり詳しいことは分からない部分あるんですけど、今、高圧電圧という部分については、どこも上がってるんですけど、この温泉の部分については高圧電圧ということではなくて、今までと同じ料金体系できてるので、特に電気料の見直しで、単価が値上がりしてないところですよ。下がった理由につきましては、去年は 400 万円ほど予算に対して下がったんですけど、今年は 200 万円程度ということで、去年よりは、少し下がり幅が少ないんですけど、国の経済対策が 5 月末までであったので、その 2 か月分の影響と、あとは、これもちょっと、本当はもうちょっと精査しないといけないかもしれないんですが、今、温泉タンクのポンプなんかを完全な省エネタイプとは言わないかもしれないですけど、新しいタイプに変えているので、ゆくゆくはそういう部分も、電気料が下がっていくのに影響するのではないかなと考えています。まだちょっとその電気料が、単価なんかが変動するので、詳しい分析はしていないところです。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第 25 号への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1 時 4 8 分」

「再 開 午後 1 時 5 0 分」

○委員（久木田大和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより補正予算関係案件の議案処理を行います。

△ 議案第 21 号 霧島市一般会計補正予算（第 9 号）について

○委員長（久木田大和君）

議案番号順に行います。まず、議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

やはり行政に申し上げたいのが、やはり質問事項を悪い言い方をするとこちらが聴かないと行政側は答えてくれないと。それよりももう少しもう聴かなくても分かるような部分については、予算の中に説明資料の中に反映をさせるとかですね、やはりそういうのがやっぱり必要ではないのかなということが今回、私も 1 年ぶりの予算委員会に参加をさせていただいた感想です。それともう 1

点は今回の予算というのは一番思うのは、国の交付金事業関係については、やはりこちら側が要求していたとしても、国の予算の関係でやはり心絞られて、それによって進捗が遅れてみたりとかいふことがありますので、そういう点ではもっと行政側も積極的に国に働きかけていくべきではないのかなという、そういうふうに思った次第でございました。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第 21 号霧島市一般会計補正予算（第 9 号）に対して反対の立場から討論に参加します。全体的に見て減額補正、もしくはそれぞれの国の予算の都合であったりとか、様々な要因としてそういうことが見て取れることがありました。今回の補正予算に反対する理由は、委員会の中でも明らかになりましたけれども、戸籍住民基本台帳管理事務事業ということで繰越明許費 3,044 万 1,000 円が計上されています。戸籍のフリガナを通知し最終的には社会保障税番号システム、いわゆるマイナンバー制度で整備をしていくということで構築をされていることが明らかになったと思います。この問題はマイナンバーの問題でもありますけれども、医療・年金・介護などの行政サービス、個人の金融資産をひもづけることが予定をされていますこともこれまで明らかになっております。後ほど採決される、議案第 22 号霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の社会保障・税番号制度システム整備費とも関連するんですけれども。この問題といたしましては国策で進められているわけですが、予算計上されており、納めた税金が、給付が厚すぎるなど医療・介護・福祉の給付を抑制し、本来の社会保障を突き崩すことになることが懸念されます。以上が、大まかな今回の補正予算に対する反対の理由として討論とさせていただきます。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

○委員（松枝正浩君）

私は議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）について、賛成の立場で発言をいたします。今、各部署より補正に対する様々な説明を頂いたところでありまして、またこの要因についても各部署様々であるように思います。そのことについては理解をするところであります。マイナンバーの御指摘もあったところでありますけれども、マイナンバーについては国の方針に基づいて市のほうが実施をしているというところで、なかなか市のほうでこの判断によって行うというのは難しいのではないかというふうに理解をしているわけです。特に反対ではないんですが、この一般会計の中の病院事業会計の繰り出しの関係なんですけれども、款、諸支出金、項、公営企業企業費、目、病院事業費、節、負担金補助及び交付金、貸付金そしてまた投資及び出資金という中で合計 21 億 4,564 万 4,000 円のうち、一般会計の支出の部分におきましては 21 億 3,594 万 4,000 円という額があるわけなんですけれども、このものについては新病院の開院に係るもの、そしてまた不採算医療に伴うものということも理解はできるわけでありまして、これらの支出の際には慎重を期すために再度の精査を行って処理を行っていただきたいということを申し添えて賛成の討論といたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、討論を終わります。採決します。議案第 21 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 10 名、賛成多数と認めます。したがって議案第 21 号は原案の

とおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 22 号 霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 22 号令和 6 年度霧島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う声あり〕

ただいま御異議がありましたので、起立により採決します。議案第 22 号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。起立者 10 名、賛成多数と認めます。したがって、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 23 号 霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 23 号令和 6 年度霧島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 23 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 24 号 霧島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 24 号令和 6 年度霧島市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決

定しました。

△ 議案第 25 号 霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）について

○委員長（久木田大和君）

次に議案第 25 号令和 6 年度霧島市温泉供給特別会計補正予算（第 1 号）について委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって議案第 25 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第 26 号 霧島市病院事業会計補正予算（第 2 号）について

○委員長（久木田大和君）

次に、議案第 26 号令和 6 年度霧島市病院事業会計補正予算（第 2 号）について、委員間討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで委員間討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第 26 号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（久木田大和君）

これで 6 件の議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

○委員（松枝正浩君）

議案第 21 号令和 6 年度霧島市一般会計補正予算（第 9 号）について全般的にですね、ありますので申し上げます。まず、各課の口述にばらつきがあって、増減の理由というのが述べられるところと述べられない部署がありました。この点については丁寧に述べていただくことが必要じゃないかなというふうに思っておりまして、質疑の際にも、1 回 1 回確認をしないといけないということもありますので、今後工夫をしていただきたいというところをまず 1 点ですね。それから、繰越し明許費が増えているという状況もありまして、確認をしたところ標準工期の取り方、そして国の追加の理由もあるということでありましたけれども、早めに執行できるもの、標準工期がとれて早めに執行できるものについては早めに対応していただきたいということ。それから、病院事業会計に

つきましては執行部のほうからも答弁がありましたけれども、早々にこの医療コンサルの採用をですね、実施をしていただきたいということでもあります。それから先ほど前川原委員のほうからもありましたように、質疑の中でもかなり当初予算に対しての国の内示というのが非常にこの少ない額で来ているというところもありまして、執行部も苦慮しているという状況もありますので、この辺につきましては市長からもですね国への要望を強く求めていただきたいということをよろしく願いいたします。

○委員長（久木田大和君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を盛り込むこととし、報告については委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「一任」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。以上で本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで予算常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 2時07分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 予算常任委員長

久木田 大和